

第798回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成22年2月19日（金）午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第796回教育委員会会議録の承認について
- 4 第798回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
 - （1）通信制独立校の校名案について（高校教育課）
 - （2）世界遺産審査結果の対応について（文化財保護課）
- 6 専決処分報告
第326回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）
- 7 議 事
 - 第1号議案 第326回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について（総務課）
 - 第2号議案 県立特別支援学校教育環境整備計画について（特別支援教育室）
 - 第3号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について（生涯学習課）
 - 第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について（生涯学習課）
- 8 課長報告等
 - （1）県立特別支援学校就学奨励費に係る審査請求の取下げについて（総務課）
 - （2）平成22年度新規高卒者の就職状況について（高校教育課）
 - （3）平成22年度県立中学校の入学者選抜結果について（高校教育課）
 - （4）平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回入学志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について（高校教育課）
 - （5）平成21年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」結果の概要について（高校教育課）
 - （6）特別名勝松島保存管理計画の改訂案について（文化財保護課）
- 9 協 議
新県立高校将来構想及び第1次実施計画について（教育企画室）
- 10 資 料（配付のみ）
再編による閉校等とする高校について（高校教育課）
- 11 次回教育委員会の開催日程について
- 12 閉会宣言

第798回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成22年2月19日(金)午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長
(小野寺委員欠席)

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長, 千葉教育次長, 佐藤参事兼総務課長,
安住教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 竹田義務教育課長,
菊池特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 雫石施設整備課長,
佐々木スポーツ健康課長, 青木生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時30分

6 第796回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第798回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1) 通信制独立校の校名案について

(説明: 教育長)

「通信制独立校の校名案について」御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧願いたい。

現在, 仙台第一高等学校全日制課程に併置されている通信制課程を独立させ, 平成24年度から名取市美田園地区に教育・福祉複合施設として開設する独立校について, 今般, その校名案を選定したので御報告申し上げます。

校名の選定方法であるが, 昨年8月から9月にかけて校名案の一般公募を行い, 応募内容をもとに生徒, 保護者, 同窓会関係者と教職員による校名選考委員会において検討が加えられ, 新しい校名案の候補が県教委に提出された。

これを踏まえて教育庁内に設置している教育次長を委員長とする県立学校校名選定委員会において検討した結果, 新しい校名案として「(仮称)宮城県美田園^{みやぎけんみ た ぞのこうとうがっこう}高等学校」を選定した。

選定理由であるが、「美田園」は学校の所在地を表し、端的で分かりやすい名称である。また、その語感から広大で自然豊かな教育環境をイメージさせ、生徒達の新たな学びの場として独立する通信制高校としてもふさわしい名称であると考え、これを選定したものである。

新しい校名案については、来年の9月議会において、県立学校条例の改正議案を提案し、議決を受けて正式な校名となる予定であるが、今後「仮称」を付けて様々な場面でこの名称を使用していくこととなる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(2) 世界遺産審査結果の対応について

(説明：教育長)

「世界遺産審査結果の対応について」御説明申し上げます。

本県が世界遺産暫定一覧表への追加記載を目指し、提案していた「松島・貝塚群に見る縄文の原風景」については、一昨年9月に文化庁から審議結果が公表され、残念ながら世界遺産暫定一覧表に追加記載されるにはいたらなかった。

この報告では、提案資産は我が国の歴史や文化を表す文化資産としては高い価値を有するものであるが、イコモス(国際記念物遺跡会議)等に対し、世界遺産として顕著な普遍的価値を証明することが難しいため、主題の再整理や構成資産の組み換え、更なる比較研究等により、内容の大幅な見直しを行うことが必要であるとされたところである。

これまで、地域住民の生活との調和の中で世界遺産登録を目指すということで、関係する2市3町や地域住民の理解を得ながら進めてまいったが、文化庁の報告で指摘された主題の再整理や構成資産の組み換え等については、既に本県の提案が重要な文化資産を有効な形で構成しているため、これを見直すことが困難であり、さらには最近のイコモスや世界遺産委員会における審査傾向が一段と厳格化していることも踏まえると、登録は断念せざるを得ないとの結論に達し、一昨日開会された2月定例県議会の本会議において知事からこの旨表明したところである。

なお、構成資産である貝塚の一部について、北海道・北東北の縄文遺跡群との選択的統合により登録の可能性が高いと評価されているが、これに関しては引き続き関係道県の動きを注視してまいりたと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

9 専決処分報告

第326回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第326回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから5ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成22年2月12日付けで、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により平成22年2月16日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことを報告するものである。

はじめに、予算議案についてであるが、3ページの第326回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧いただきたい。

教育委員会の予算額は、1千9百51億7千4百10万9千円で、前年度当初予算と比較すると、52億3千9百18万6千円の減となる。その主な要因は、支給割合の改正等に伴う職員手当の減や県立学校施設整備計画に伴う整備費の減などである。

主な事業の予算については、一覧のとおりである。

次に、債務負担行為であるが、古川高等学校校舎基本・実施設計など11件について必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案の概要であるが、4ページを御覧いただきたい。

議第20号議案は、学校教職員の定数を改定しようとするもの。議第47号議案は、教育長の退職手当の支給に係る在職月数の計算方法を見直す等の改正を行おうとするもの。議第48号議案は、人事委員会勧告等に伴い、学校職員の勤務時間等について改正を行おうとするもの。議第49号議案は、本年4月に開校する仙台二華中学校・高等学校の第二グラウンドとして転用するため、宮城県第二総合運動場のラグビー場を廃止するものである。議第54号議案は、宮城県教育振興基本計画を定めることについて、議第55号議案は、みやぎ新時代教育ビジョンを廃止することについて、いずれも宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上のとおり御報告申し上げる。

(質 疑)

勅使瓦委員 第48号議案の学校職員の一かあたりの勤務時間の変更は何かに合わせてのか。

教 育 長 人事院の勧告で勤務時間が15分少なくなるということが示されたが、それに則した形で県の人事委員会からも昨年の10月に同様の勧告が出されたので、それに合わせる形で改正するものである。

委 員 長 (委員全員に諮って)了承。

10 議 事

第1号議案 第326回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

(説明:教育長)

「第326回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について」御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成22年2月

17日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨回答するものである。

これは、今議会に提出される平成21年度の補正予算についてであり、その概要は3ページを御覧願いたい。

教育委員会関係の主な内容であるが、増額補正分としては、仙台圏における特別支援学校の児童・生徒の増加に伴う狭隘化を解消するための緊急の対応として、富谷町の協力のもと、富ヶ丘小学校の施設の一部を活用し、県立特別支援学校の分教室を設置するための経費など、国の第二次補正予算で措置された交付金を活用する事業等において所要の額を計上している。

減額補正分としては、支給割合の改正等により職員手当を減額計上しているほか、多くの事務事業で減額計上している。これらは、事業の見直しや節減等に努めた結果、予算に残額が生じたものであり、総額51億5千2百5万6千円を減額計上している。

次に、繰越明許費であるが、高等学校建設事業等について、所要の額を計上している。繰り越しの要因としては、実施設計の結果、工事着手箇所及び工法について変更が必要となり、設計内容の検討に不測の日数を要したことなどである。

次に、債務負担行為であるが、県立高等学校及び特別支援学校の仮設校舎の賃借について、それぞれ必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 富ヶ丘小学校を活用した特別支援学校の分教室設置に係る改修はあくまでも暫定的な施設として考えているものか。それとも、ある程度将来的にも入っていただいて、一つの施設として確保するものか。

教 育 長 これは、次の議案でも御説明する内容であるが、今回、補正予算で必要額を計上し、22年度に整備、改修し、来年4月から供用できるようにしようという考え方である。23年度から分教室として使うということで、これは今後基本的にはずっと設置しておくという考え方である。

佐々木委員 そうすると、何人くらいの子ども達が、そこで対応できることとなるのか。

教 育 長 現在の想定では、9学級で、人数で申し上げると45人程度である。

佐竹委員 いまの9学級で45人の対応になるということであるが、それに係る教員数はどのくらいか。

特別支援教育室長 結論から申し上げますと、おおよそ10人を超えると思う。学級が9学級であるので、まず9人は確保される。それに養護教諭等も配置されるので、定員を満たせば10人を超えると思う。

佐々木委員 富ヶ丘小学校の特別支援部分でない教室もそのまま併存という形なのか。同じ敷地内に一部そういうものをつくるという計画か。

特別支援教育室長 富ヶ丘小学校の西側の一・二階をお借りして特別支援学校の分教室という形となっている。なお、富ヶ丘小学校には特別支援学級もある。

教 育 長 小学校本来の子どもも当然いるということである。

佐々木委員　　そうすると、例えば、運動場とか、体育館等の少し大きなスペースを使ってやるようなことには差し障りのない対応ができるのか。

特別支援教育室長　　これから、小学校側といろいろと話し合うが、その辺は、特別支援学校の子どもにも割り当てていただくように、体育館の使用であるとか、プールの使用であるとか、そういった割り当ては、支援学校の子どもも使用できるように、これから進めてまいる。

佐々木委員　　十分考えた上でのことだと思うので、心配することは無いのかもしれないが、当然、通常の小学校であれば、子ども達が運動場で元気いっぱい隅から隅まで走り回るといようなことを想定しているの、そして、クラブ活動みたいなこともあるのではないかと思う。そうすると、障害者の方達のスペースを確保するという事は、もちろん必要であるが、いままで行われていた通常の子ども達の学校活動が何等かの制限を受けたり、支障が起きようだと、通学している地域の方々の御父兄の気持ちの部分で何か問題が起きて困るので、その辺の配慮を十分しながら相談していただきたいと思う。

教 育 長　　今回、こういった補正予算を計上するという事にあたり、富ヶ丘小学校の保護者等への説明もやっており、その中で、いまお話しがあったような不安というか、懸念も出されている。当然ながら本来の富ヶ丘小学校の子ども達の教育活動に支障があってはいけないし、また、この新しくつくる分教室も、特別支援学校として必要な環境をつくらなければならないということがあるので、両者の調整を十分に図りながら23年の供用開始に向けて進めたいと考える。

委 員 長　　（委員全員に諮って）可決。

第2号議案 県立特別支援学校教育環境整備計画について

（説明：教育長）

「県立特別支援学校教育環境整備計画について」御説明申し上げます。

現在、本県の特別支援教育に関しては、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加による狭隘化の問題や、軽度知的障害生徒の後期中等教育の受け皿としての高等学園が不足しているなど、教育環境面で様々な問題が顕在化している。

そこで、教育庁内に有識者等により構成する「特別支援学校在り方検討委員会」を設置し、県立特別支援学校の今後の望ましい在り方について議論を重ねていただき、その結果を昨年9月に提言としていただいた。

この度、この提言を踏まえ、狭隘化等、喫緊の課題解決に向けた教育環境整備計画を取りまとめたので、本日議案として提出したものである。

「資料」を御覧願いたい。

これは、整備計画の全体構成である。左端に、県立特別支援学校の現状と課題が記載されている。これらの課題を踏まえた5点の整備方針に基づき、ハード・ソフト両面にわた

る教育環境整備の対策を立てている。

ハード面では、狭隘化等の対策として、知的障害特別支援学校の新設をはじめ、六つの対策、また、軽度知的障害者を対象とする高等学園の新設など、計七つの対策で構成され、また、ソフト面では、四つの対策で構成されている。

続いて、「別紙」を御覧願いたい。

ここから実際の計画に沿って御説明申し上げる。1ページの「はじめに」では、本計画策定の経緯について述べている。ページの下の段には、本計画が、「特別支援学校在り方検討委員会」からの提言を踏まえ、狭隘化等喫緊の課題解決を中心に策定されたものであり、今後この計画に沿って県立特別支援学校の教育環境整備を推進することを述べている。

次に、2の「現状と課題」である。2ページを御覧願いたい。

1点目は、狭隘化の現状と課題である。

まず、特別支援教育の対象となる子どもの数であるが、知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数が経年的に増加していること。また、その外の障害は、横ばいか減少傾向にあること。増加の傾向は、光明支援学校、利府支援学校、名取支援学校の仙台圏3校の外に、石巻支援学校、山元支援学校でも見られることを記述している。

更に、今後の児童生徒数の推移についてであるが、知的障害特別支援学校の児童生徒数は増加傾向で推移し、それ以外の特別支援学校では、横ばいもしくは微減傾向となること。特に知的障害の仙台圏3校については、平成24年頃にピークを迎え、そのまま推移した後、平成32年頃からいったん減少に転じるものの、平成34年から40年頃まで横ばい状態が続く見込みであることを述べている。

3、4ページは、仙台圏3校の校舎の現状としての教室の不足数、それに伴う教育環境上の諸問題について述べている。

続いて、5ページになるが、現状と課題の2点目として、軽度知的障害生徒の後期中等教育の場としての高等学園の受け皿不足の問題を述べている。

3点目として、障害の重複化、多様化として、知的障害以外の特別支援学校では、重複障害の割合が増加していること。また、知的障害特別支援学校においては、自閉症の割合が増加し、障害が多様化していることを述べている。

8ページでは、4点目として、地域における特別支援教育のセンター的機能として、特別支援学校の相談等の活動状況を示している。

10ページは、これらの現状と課題等を踏まえ、整備方針として5点挙げており、1から3までがハード面の方針、4と5がソフト面の方針である。

これらの方針を受け、具体的なハード・ソフト両面にわたる対策が11ページから19ページまで記載しているが、以下ハード面を中心に述べてまいらる。

11ページを御覧願いたい。

ハード面の諸対策の1点目が、知的障害特別支援学校の新設である。

設置場所は、仙台市青葉区小松島新堤で、供用開始年度は、平成26年で、規模は30学級、人数にして150人程度を予定している。

対策の2番目は、現在の特別支援教育センターの機能が平成24年度に名取市に移転するので、その後の建物を改修し、光明支援学校を増築する対策である。供用開始年度は平成25年で、小学部が使用する予定である。

対策の3番目は、利府支援学校の分教室の設置である。これは、先ほども述べたところであるが、富谷町の協力をもらい、町立の富ヶ丘小学校内に小学部45人程度の分教室が設置できる見通しとなり、平成23年度供用開始予定で準備を進めているところである。

対策の4番目は、光明、利府、名取の各校に、今後の児童生徒数の推移を勘案し、暫定的措置として仮設プレハブ教室、それぞれ4教室を設置するもので、平成23年度供用開始を予定している。これは、対策1と2が具体化するまでのつなぎといった意味合いのものである。

対策の5番目が山元支援学校の増改築、対策の6番目が石巻支援学校の増築に関するものである。そして、対策の7番目は高等学園の受け皿不足への対策・対応として、高等学園を新設するものである。設置場所は、女川町を予定しており、平成28年度供用開始予定で、生徒数は70人程度と考えている。

以上のハード面の諸対策を年次計画に表したのが、15ページの表である。

16ページから19ページまでは、ソフト面の諸対策について記述している。一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を目指して、教育課程の見直しをはじめ、三つの対策を立てている。また、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を目指した対策も述べている。

そして、これらの教育環境整備に係る諸対策のイメージを、20ページにまとめているので御覧願いたい。教育環境整備計画のハード面は上段に、ソフト面は下段にお示ししている。

今後、社会情勢の変化を踏まえながら、着実に本計画を推進し、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐竹委員 来年度はどのくらいの入学希望者と、どこに、どのくらいの子ども達が配置されるのか。将来の展望も大事だと思うが、まず来年度が重要だと思う。どのような計画なのかうかがいたい。

特別支援教育室長 特別支援学校の入学者数は、知的障害以外の学校については、これから高校入試と同じスケジュールで入試があるので、そこはまだ人数がはっきりしていない。今回申し上げるのは知的障害のみであるが、これは入学選考が終わっている。知的障害の場合は、今年度に比べ、県全体で子どもの数が82名ほど増えるという見通しである。特に狭隘化が著しい光明、名取、利府については、三校合わせて57名ほど増える見込である。その受入に関しては既存の中で、大変御不便はお掛けするかもしれないが、何とか既存の施設の中でやりくりできるのではないかと思う。さらに、今後の見通しとしては、

先ほど申し上げたとおり暫定的にプレハブを設置して、23年度からはそれ
佐竹委員 に対応しようと考えている。

特別支援教育室長 既存の施設で対応できる、大丈夫だということで学校のほうからもきてい
るのか。

学校側からも、何とかいまの既存の施設の中でやりくりを努力してみたい
佐々木委員 ということで返事をいただいている。

いま特別支援学校の計画をうかがっていると自閉症の方とか、知的障害の
方が増えているので喫緊の課題ということで、こちらに重点が置かれている
のは十分納得できるが、先日、新生児の聴覚の検査をして、その評価をする
という会議があった。昔は三歳ぐらいに、家庭の中で、あれ、この子は聞こ
えないのかなということで、初めて聴覚障害があることが分かって、それか
ら、どうしようかという話であったが、ここ数年、新生児期に聴覚障害のス
クリーニングができるようになってきて、聴覚障害の可能性のある子どもに
ついては、もう乳児期から適切な補聴器を付けたり、対応するというので、
あとの言葉の発育の遅れが随分改善される、つまり、早期に発見して早期に
対応するというので、聴覚障害の程度、言語の機能が凄く促されるという
ことが分かってきているので、新生児のスクリーニングをするようになった。
ここ1、2年の間に何人かの新生児期の聴覚障害児が見つかってきている。
じゃあ、その子ども達をどうするのかとなったならば、やはり、早期教育が
必要であり、早期介入が必要である。発見してもどこでも対応できず、結局
のところ、ろう学校で対応していただいているというのが現状である。とこ
ろが、ろう学校の中にも乳児のところはあるが、そのような早期の新生児ぐ
らいの、要するに乳児の対応ができる元々の枠が無いというのが現状のよう
である。実際には教育庁にも、そういう現状をお話ししているということだ
が、それは、あくまでもろう学校側のボランティア、あるいは内部努力で改
善すべきという状況があるような会議での印象であった。例えば、小学部の
先生を乳児への対応に回したりだとか、大変苦勞をしているような感じであ
った。その時に、ある程度できあがって、固まってしまった聴覚障害の方の
対応をするよりも、そういう時期から介入して教育するというので、あと
で苦勞するよりも改善度が全然違ってくる。そこにもう少し指導される方の
配置等で配慮するだけでも、数をちょっと考えるだけでも随分改善が図られ
るのではないかと、何とかできたらよいな、教育委員会で何とか対応できるの
ではないかと思って会議から帰って来た。今回の知的障害とか、立派な施設
をつくるということも、もちろん素晴らしいことで大事であるが、聴覚障害
の方に十分な教育をして対応すると、普通の方達と変わらない行動と知的能
力、職業能力を発揮できるので、そういうところになんとか少し配慮をして
特別支援教育室長 いただきたい。

御指摘のとおり障害児教育は早期からやるというのが大原則だと思う。なかでも聴覚障害のある子どもについてはコミュニケーション，人とのやりとりというのは非常に大事な部分を占める。その手段なりを早期から学ぶということは大変大切なことだと思っている。そういう点で県立の聴覚支援学校では，委員御指摘のとおり幼稚部というのがあるが，その他に乳幼児教室という，これは認可ではないが，実はやっている。今年度の実績であるが，一歳児と二歳児の16人の子どもに対応している。ただ，十分需要を満たしているのかどうかについては，これから検討が必要であろうし，まず認可外ということなので，その辺のシステムをどのようにしたらよいかというのを今後検討しなければいけないと思っている。

その乳幼児への対応が，要するに認可されていないということからなのかもしれないが，先生方のボランティアのようである。通常の職務外の自助努力でしている部分が多い印象である。一番大事な出発点であるので，もう少し重点としていただけたらよいと思う。

委員御指摘の問題は，当然いま聴覚支援学校でやっているわけであるが，そういった幼児，乳幼児を対象にするということであれば，教育の問題と福祉の問題と医療の問題と，もうちょっと枠組みを，教育庁のみならず，行政たる部局との横断的な環境をもって検討しなければならないと思っているので，検討課題ということで，いまはうかがわせていただきたい。

平成26年に小松島に新しい校舎ができるということだが，平成26年以降は現在使っている，また来年度多少増やそうと思っているプレハブ校舎は，基本的に26年以降は使わないこととなる計画なのかが一つである。もう一つは，児童生徒数が非常に増えている中で，あと教室数も増やしていかなければならない中で，専門知識を持った教員の数が十分足りているのか。もし足りないのであれば，その辺の対応がとれる先生方の指導というか，教育というか，その辺はどうなっているのかをうかがいたい。

御指摘のとおり子ども達を指導するのに一番大事なものは，特別支援教育，通常の教育を問わず，教員の力，指導力だと思っている。特別支援学校においても教員の資質ということが非常に大事である。特に障害の重複化，多様化ということを経験したように自閉症児であるとか，重複障害の子どもが非常に多くなっている。その点については，本計画にも記載させていただいたように各種研修，例えば，特別支援教育センターであるとか，そういった公的機関での研修はもちろんであるが，校内での研修もこれから充実させていかなければならないというふうに思っている。いずれにしても，これから我々，特別支援教育室でも教員の資質を引き上げていくことに力を入れてまいりたいと考えている。

もう一点のプレハブの見通しであるが，プレハブは基本的に教育環境とし

委員 長 には、あまり好ましくないと考えているので、既存のプレハブも含めて解消の方向にもっていきたいと考えている。

特別支援教室長 計画書の中の3ページに仙台圏の知的障害特別支援学校3校の児童生徒数の推移があり、ここ数年凄い勢いで23、24年ぐらまでは、年間40、50人ぐらいのオーダーで伸び、その後横ばいになって、さらに15年ぐら以後からは減ってきて安定するという推計をしているが、これはどういう根拠に基づいているのか。

委員 長 この推計の出し方は、基本的には過去7年間の伸びに対して、一番伸びが大きいものと少ないものを削り、平均して出している。委員長御指摘のグラフが下がるのは、20年度、21年度が、それまで以上に伸びが激しくなっており、小学部、中学部、高等学部が合わせて12年間あるので、そういった子ども達が今後12年間経つと、ちょうど32年、33年あたりに卒業するので、そういった推移等を換算して推計している。

特別支援教室長 計画づくりを長年やってきたが、人口が減少していく中で特別支援学校のニーズが高まっているというのは、いろんな理由があると思うが、佐々木委員がおっしゃっているような医学的な世界の話とは別に、一人一人のニーズに合った教育ということで、特別支援学校がやっていることが評価されてきて、どっちに行こうかなと思っていた人が、こちらのほうがしっかり教育してくれるということが分かってきたということがないかなあと実は思っている。そういう点から言うと、特別支援教育の仕組みが良くなれば良くなるほど、そちらのほうでみてもらったほうが、うちの子どもの状況に合った教育をしてもらえるかもしれないというニーズが高まってくる可能性があるって、なかなか、こういうふうに減らないのではないかなあと。つまり、教育委員会としては施設をつくり続けたいといけないみたいな話となって大変辛いけど、その辺を少し踏まえておかないといけないのではないかという心配をした。何かあるか。

委員 長 推計はこのようになっているが、特別支援教育のいまの現状、特別支援学校の子どもの数の増加については、委員長御発言のとおり、我々としては、特別支援教育に対する社会の目というか、これが肯定的に理解されるようになってきていることが一点あると思う。それと、支援学校の教員が頑張っており、一人一人に手厚い指導を行っていることが、保護者の方にも理解されてきて我が子のためであるならば、特別支援学校に入れてきちんと教育してもらおうという保護者のニーズが相まって、私は増えているのではないかなと思う。ただ一方では、これは通常の教育でも同じように考えないといけないと思っているので、そちらの面でも取り組む努力は必要になってくると思う。

私もそのことを言いたかったが、つまり、一人一人のニーズに応じたとい

うのは、特別支援学校の子どもにとってだけ必要なわけではなく、少子化時代の子ども教育の多分基本的な在り方だと思う。つまり、特別支援学校に行こうとする子どもだけでなく、普通の学校の中で、しっかり一人一人のニーズに対応した教育ができると、このバランスが少し変わってくるのかなと思ひ、そっちのほうにどういった形で向けるかということをも基本的な考えないといけなかなという気がする。教育長いかがか。

教育長 今後の対象の児童生徒の推移をどうみるかは、極めて難しい問題であり、一応3ページのような推計を現時点でしているわけであるが、必ずこうなるという保証があるわけではなく、ただ基本的には増加傾向で推移するだろうけれども、しかし全体として子どもの数が減っていくので、そうそういつまでも増えるわけではないだろうというふうな見込みも実は背景に持っている。それで、こういった数字で想定しているということであり、それを前提に、いまの整備計画をつくっているということである。冒頭の説明で申し上げたように、今後よく、いろんな状況の変化を見ながら、この計画を着実にやっていかなければならないということだろうと思っており、一旦計画をつくったから、ずっとこれでいくということではなく、いろんな要素を見ながら着実に推進していくということが必要であろうし、その中で、いま委員長御発言のように一人一人を十分にケアする、これは特別支援だけでなく、一般の教育でも正にそういうことであるので、そういった点で特別支援教育への需要が一方的に膨らむことがないように、心がけが必要なのだろうと思ってい

佐々木委員

今年、この特別支援教育が宮城県の中で大きな課題の一つというか、大きな柱だと思うので、いろいろ聞いて申し訳ないが、7ページに知的障害特別支援学校における自閉症児等の在籍状況のグラフがあるが、いわゆる知的障害の方と自閉症の方というのは、まったく質的に異なるものだと思う。今後もこの方達をいわゆる知的障害の方と自閉症の方を同じ教室の中で、同じように教育していくという方針でいく予定なのか。その辺は難しいと思うが、いかがか。

特別支援教育室長

委員御発言のとおり自閉症と知的障害は基本的に別だが、県立特別支援学校で学んでいる自閉症の子どもは知的障害も併せ持っているということで御理解いただきたい。自閉症だけの子どもは知的障害の支援学校に入る子どもではない。知的障害に自閉症を併せ持っている子どもというふうに御理解いただきたい。

指導の中身であるが、自閉症と知的障害を併せ持っている子どもと知的障害だけの子どもでは指導方法がやはり若干異なるというふうに考えている。ただ法的には知的障害の中でくくっているのだから、我々は指導をしているが、指導法はこれから研究していかなければいけない部分だと思っている。

佐々木委員

特別支援教育室長 特別支援学校を卒業した子ども達のいろんな障害の程度とか、状況があるので、いろんなその後の道というのはいろいろあると思うが、例えば、会社に勤めて、支援を受けながらにしても、ある程度自立した社会生活、例えば、給料を貰ってお勤めができるというような子どもの割合はどのくらいか。

勅使瓦委員 特別支援学校の高等部を卒業した子どもは、約4割ぐらいが一般企業に就職している。あとの50数%は福祉施設に入所する。これを福祉的就労と言っているが、そういった現状である。まれに医療的なケアが必要ということ
で自宅にいる方もいる。

特別支援教育室長 利府支援学校の分教室を富ヶ丘小学校に平成23年度に設置する部分で、現状の小学校の各行事があると思うが、その辺については一緒にやっていく計画なのか。できれば一緒にやっていくと非常に素晴らしいなと思っているが、いかがか。

委員 長 同じ屋根の下にいたので、行事も一緒にという考え方もある。これは、やはり保護者の意思、あとは小学校側との話し合いだろうと思う。例えば、今回は利府支援学校での設置になるが、本校の行事に参加したいということも考えられるであろうし、いややはり軒下一緒だから富ヶ丘小学校の運動会にという、この辺はいろんな考え方が、保護者の考え方によってもいろんな考え方があろうかと思うので、その辺はスタートにあたっていろいろ調整を図っていきたいと思う。

(委員全員に諮って)可決。

第3号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について

委員 長 委員全員に諮った上で、第3号議案及び第4号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

1 1 課長報告等

(1) 県立特別支援学校就学奨励費に係る審査請求の取下げについて

委員 長 委員全員に諮った上で、(1)については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

(2) 平成22年度新規高卒者の就職状況について

(説明: 高校教育課長)

「平成22年度新規高卒者の就職状況について」御説明申し上げます。

2ページを御覧願いたい。

高校教育課で調査した1月末現在の公務員等を含む就職内定率を見ると、70.2%と

なっており、前年同期を10.4ポイント下回る大変厳しい結果となっている。

また、宮城労働局の発表によると、今年度の求人状況は1月末現在で、前年に比較して35.4%減少している。そのような中で、県で実施している緊急新規高卒者就職促進奨励金制度により、1月末現在で3百人を超える新たな求人が出ているところである。

このように、一部で雇用対策が効果を見せてはいるものの、今後このまま推移すると、就職を希望しながら、職に就けない生徒が、8百から1千人規模になることが懸念され、正に非常事態と考えている。

このような事態を踏まえ、県教育委員会と県、宮城労働局等の関係機関では、新規高卒未就職者の支援のために、緊急支援策を実施することとし、資料の4ページにあるような高校生と保護者向けの資料を作成し、配布したところである。

県教育委員会としては、3ページの2にあるとおり、新規高卒者に対する緊急雇用創出事業を「トライアル22」という名称で実施することとし、県立学校で事務や実習補助として延べ2百名の生徒を、原則として半年間採用し、臨時職員として働きながら正規雇用を目指す生徒を、卒業後も引き続き支援していくこととしている。具体的な内容としては、就職が決まっていなかった生徒を対象に、週4日の学校現場における職場実習と週1日の就職活動や就職支援プログラムを組み合わせることにより、卒業後の就職支援と能力開発を効果的に行おうとするものである。

資料に今後のスケジュールをお示ししているが、既に16日から募集を開始しており、26日には1回目の配置予定の学校を応募者に通知する予定である。

卒業式まで残りわずかとなったが、生徒が就職達成へ向け、あきらめずに粘り強く取り組んでいけるよう、在学中はもちろんのこと、卒業後についても一人一人に対するきめ細かな指導を継続させていきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐竹委員 いまの「トライアル22」で2百人ぐらいの就労が暫定的に確保されるといことだが、課長の説明では千人を超える子ども達が就職ができないで終わってしまうという危機感があるが、先ほどから委員長がおっしゃっているギャップを非常に感じる。支援学校の子供達はきめ細やかないろんな補助があり、ほとんどの子どもが就労でき、どうして高校生の就労が、2百人減ったとしても、8百人という生徒が就労できないということに対して、その原因と今後どうしたらよいかというお考えがあればいい。凄く疑問に感じる。純粹に疑問を感じる。もちろん就労先の求人が少ないというのはよく分かるが、何とかしなければいけないと思うので、原因とこれからどうしていったらよいかという、本当に苦肉の策を沢山やっているのは分かっているが、このまま大変だ、大変だでは、子ども達は生きていかなければいけないと思うので、どのようにお考えか。今後はどのようにしていけばよいかという展望のようなものがあれば教えていただきたい。

高校教育課長 県教育委員会としては2百名ということであるが、4ページの資料をあらためて御覧いただきたいが、この「トライアル22」というのは、全体として行う支援事業の一つである。その他に仙台市が実施する事業、それから、労働局とハローワークが実施する事業もあるし、就業体験という形で中小企業団体中央会が行うもの、そして、職業訓練ということで新卒者向けの職業訓練のコース、これは無料となるが、こういった形でかなり多くの数の未就職の生徒への支援策、さらには市町村で臨時で採用するという市町村も増えてきており、そういった様々なチャンネルを通して支援をしていくということで、千人とすれば2百人を確保して、残り8百という話があったが、そういった生徒も含めて対応していくこととしている。ただ、委員から御指摘があったように短期的には今回こういうふうにするとしても、中長期で毎年こういったことをということにはいかないわけであり、一つは、やはり仙台の求人、県内全体での求人が増えてくるように、こちらとしても職場開拓を更にしていかなければならないと考える。また、受験する側の生徒の学力、社会人としての基本的な教養、マナー、こういったものをしっかり身に付けさせるように高校の一年生からトレーニングも含めて強化をしていきたいと考えている。

佐々木委員 この就職率というのは、いわゆる正社員として採用された人の数が就職内定率となっているのか。いわゆるアルバイト的な業務に入っている人達は、その数には入っていないわけですね。正社員の割合ですね。最近自分から定職を求めないで、短期的な職業に就いて生活の資を得て仕事をして、好きなことをしている若者が実際には結構いるような印象がある。つまり、私達の年代のものが就職しようと思っていた時代と、その時代の甘さと言ったらなんであるが、昔は何か職に就かないと一人前に見られなかったし、食べてもいけなかったが、いまは定職に就かなくても何とか世の中が食べさせてくれると、誰も定職が無いからと言って落伍者みたいなふうに言われぬというふうな印象を持っている若者も増えているような気がする。だから、もしかしたら求めている人達もいるような気がする。この就職率というのは正社員として採用された数となるのか。

高校教育課長 資料の2ページとなるが、いまのことについては、一覧表に示しており、その説明をしたい。

平成21年度の卒業予定者が2万1千2百7人とあるが、その下のところに進学希望者、その下に臨時的仕事希望者というのがある。これが、いまのアルバイト等でよい、正式採用は目指していないという。それから、その下に進路未定者というところがある。これが、進学も就職も考えていないというような生徒、合わせて3百名ほどいる。いまの1月末時点で。それ以外は、正規雇用を希望している生徒であり、そのうち労働局とはちょっと違う

が、公務員も含めて採用が内定したものの割合が70.2%という状況である。

そういったことで、この臨時の希望と進路未定者への更に細かな指導というところも課題だと考えている。

委員長 人生のスタートに向かって行くべきところが分からないというのは大変なことなので、やはりあらゆる力を振り絞ってもなんとかすることが大切だと思うが、特に教育委員会としては、やはりどういうふうになっていったかというのを、来年度になっても少しフォローして、来るべき時に備えるというのか、しっかり状況を把握しておくことが大切だと思うので、よろしくお願ひしたい。

(3) 平成22年度県立中学校の入学選抜結果について

(説明：高校教育課長)

「平成22年度県立中学校の入学選抜結果について」御説明申し上げます。

資料は、6ページとなる。

平成22年度の県立中学校入学選抜適性検査は、1月9日に実施され、1月15日に、すべての受検生とその受検生の在籍する小学校へ、選抜結果通知書を郵送したところである。

合格者数は、古川黎明中学校では、男子が22人、女子が58人の合計80人で、男子は昨年比で5人減、女子は5人増であった。

管内別の合格者数は資料のとおりであるが、北部教育事務所管内が61人で全体の76%、栗原地域事務所管内が13人で16%、その他が6人で8%であった。

仙台二華中学校では、男子が43人、女子が37人の合計80人であった。

管内別の合格者数は、仙台市教育委員会管内が55人で全体の69%、仙台教育事務所管内が14人で18%、その他が11人で14%であった。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

勅使瓦委員 一つだけよいか。仙台二華中学校の管内別の合格者数であるが、仙台市内は受検者数も多いから合格者数が多くなるのも当然だと思うが、これを見ると、宮城県内で仙台市の人口が約半分と見た時に、なかなか仙台市以外のところの合格者数が、受検する人数が少ないのも当然だと思うが、でもその割合からいっても残念かなという気がする。だから、その部分からいくと、仙台市周辺は教育環境が非常によく、いろんな塾も含めて充実しているところが非常にある。それ以外のところは、なかなかそういった部分については非常に難しいというところがあるので、塾に行かないと、なかなか合格できないということにならないように手は打っていると思うが、なお一層、その辺のところを、小学校できちんと基礎的な部分をマスターさえしていれば合格

ができるという形になっていかないと、塾に行って受検対策をしないと合格できないという流れでは、やはり駄目だと思う。その辺のところを今後ますます注意しながらやっていただきたい。

佐々木委員 質問であるがよいか。古川黎明中学校は随分女子の比率が今回高くなっているが、それは前からの傾向か。それとも、二華中ができて受検される方のいろいろな思惑からこのような結果になったのか。

高校教育課長 この結果については、やはり毎年動きがある。男子が多い年、女子が多い年、そういったことで、たまたま今年は女子が多くなった。二華中でも今年が初めてであるが、来年度の適正検査を受検する子ども達の状況によっては女子が多くなることもあるし、そこはまったく生徒の状況と、その年の適正検査のでき具合ということで決まってくるので、この男女がなぜということについては、それ以外の要素は無いというふうに考えている。

佐々木委員 二華中ができたことによる影響というふうな考えではないのですね。分析としては。

高校教育課長 そういう要素があるとは考えていない。

佐々木委員 そうすると毎年このように、ある年は女子が男子の倍ぐらいとか、ある年は男子が女子の倍ぐらいとか、3倍ぐらいという可能性の出てくるということですね。そうした時に教育上の何か問題は起きないか。男女比がこれだけ違つと、例えば、家庭科とか、体育とか、少しその時の対応に苦慮することが起きるといふ気がするが、いかがか。

高校教育課長 特に体育の授業をどうするかというところで、男子だけ、女子だけというふうにして授業をすることが大部分であるので、そういう意味ではちょっと苦勞する部分もあるかと思うが、そういった人数がアンバランスになるというのは、こういった県立中学校に限ったことではなく、通常の高校の授業の中でも、そういったことはままあるので、学校の中で工夫して対応しているところである。

先ほどの古川黎明中学校の入学者数の状況をいま確認したが、例年女子のほうが男子よりも多くなっているという状況がある。失礼いたしました。

(4) 平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回入学志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について

(説明：高校教育課長)

「平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回入学志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について」御説明申し上げます。

別冊資料の1ページをお開きください。

まず、の「高校入試実施公立高校数等について」である。

入試を実施する公立高校は、全日制課程で75校、定時制課程で13校である。会場と

なる学校は、全日・定時合わせて80校となる。

次に、の「入学志願者数について」である。

今回が2回目の予備調査となるが、1の「総括」にあるように、中学校卒業予定者数2万2千7百90人に対して、募集定員が全日制課程で1万5千7百人、定時制課程で1千40人である。卒業予定者が昨年度よりも6百94人増えた結果、全日制課程の志願者数は1万8千4百79人で、倍率が1.18倍となり、昨年度よりも0.03ポイント上がっている。また、定時制課程の志願者数は6百61人で、倍率は0.64倍となり、昨年度より0.09ポイント上がった。

2の「地区別の志願倍率」であるが、仙台南地区の倍率は1.47倍で昨年度より、0.19ポイント上昇したが、仙台北地区の倍率は1.31倍で、昨年度より0.13ポイント下がっている。2ページの志願倍率の低い地区の状況とあわせて総合的に考えると、懸念されていたような仙台への顕著な集中はないものと判断している。

志願倍率の高い学校・学科と、志願倍率が1倍を下回った学校等については、3、4に記載のとおりである。

3ページの5には、平成22年度に「学科改編等を行う学校と学科の志願状況」を、4ページの6には「中高一貫教育校」、7には「共学2年目となる仙台三高の志願状況」をそれぞれ記載している。

以上が予備調査の結果である。

続いて、5ページであるが、の「推薦入試出願者数について」御説明申し上げます。

まず、1の「総括」にあるように全日制課程の推薦入試の募集人数5千2百52人に対して、出願者数は5千9百90人である。平成22年度に、高校入学を志願する者のうち、推薦の出願をした者の割合は32.4%となり、昨年度より2.3ポイントの減少となった。

次に、の「連携型入試への出願状況」については、資料のとおりである。

続いて、先週発表した推薦入試の合格状況について、としてまとめている。全日制課程では、出願者数5千9百90人に対して合格者数が4千3百36人で、全日制募集定員全体の27.6%になっており、昨年より1.0ポイント減になっている。6ページになるが、定時制課程では出願者数57人に対して合格者数は56人であった。

この結果、一般入試の募集人数は、全日制課程で、募集定員から推薦及び連携型入試の合格者並びに古川黎明中学校から古川黎明高校への進学予定者数を差し引いた1万1千1百92人となる。

なお、推薦入試の合格倍率や個別の合格倍率の高い学校、連携型入試の合格状況については記載のとおりである。

最後に、として「今後の入試日程」をお示ししている。

次の7ページ以降には、個別の高校に関する詳細な資料を添付している。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 数値の見方かと思うが、1ページの志願倍率の高い地区、仙台南1.47とかがある。そして、2ページの上のほうに志願倍率の低い地区。例えば、10倍も違うわけではないが、これが仙台地区に集中してなくて倍率があまり変わらないというような評価をした、その数値の評価をした理由についてはどのようなことなのか。10倍も高くないよと言われればそうであるが、やはり私には1ページのほうは仙台圏に近い地域、もしかしたら2ページのほうは県の周辺地域というふうにも、私の目には見えるが、県民の皆様の目にはどのように見えるのか心配である。その集中していないと分析した根拠は何か。

高校教育課長 先ほどの説明は、ちょっと説明不足だったかと思うが、1ページを御覧いただきたい。この倍率の高い地区であるが、21年度の学区がある時の状況が右側の点線の中にある。仙台地区はどうしても毎年倍率は高めに出て来ている。そういったことで、学区のある21年の時の予備調査の倍率、例えば、仙台北地区であると1.44倍である。それが今回全県一学区になってどうかというと、にあるとおり1.31倍となっている。こういったことで去年の学区制がある時の予備調査の倍率と、今回の倍率がどういうふうになっているかというふうに見たところである。それで、倍率の高い地区の2番の学校、地区についても去年とほとんど変わらない状況がある。2ページの志願倍率が低い地区の去年と今年を比べるとほとんど変わらない。ただ、卒業者が増えた分だけ今年のほうが全体的にちょっと倍率が上がっているが、そういった意味では去年の学区があった時の入試の状況と今回の全県一学区になった時の入試の予備調査の状況は、ほとんど変わりがないと判断したところである。

佐々木委員 そうすると、元々その地域は定員割れしたような、要するに、もう人口的な過多が相当あって、要するに学校の配置そのものの検討が必要な状況ということが、もう既に出ているのか。

高校教育課長 仙台以外の各地区については、生徒減少が進んでいるということで学級減もやっている。例えば、今回のこと言えば、白石高校と白石女子高校はそういった生徒減少が進んでいる中であって統合された部分であるので、そういった状況にある。

(5) 平成21年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」結果の概要について

(説明：高校教育課長)

「平成21年度公立高等学校『みやぎ学力状況調査』結果の概要について」御説明申し上げます。

資料は1ページから13ページまでとなっているが、最初の1ページに概要をまとめているので、こちらを使って御説明申し上げます。

まず、1の「実施目的」から4の「実施期間」までであるが、この調査は、仙台市立を除く県内の公立高校1年生を対象とした国語・数学・英語の3教科の学力調査と、1、2年生を対象とした学習に関する意識調査の2つを実施しているものである。

5には、「3教科の学力調査の分析結果等」をまとめている。また、表の右の欄に正答率が上昇した学校の主な取組を記載している。これらの取組を、他の学校でも更に積極的に取り入れていくよう促してまいりたいと考えている。

6には、「学習に関する意識調査の結果の概要」をまとめている。

1、2年生ともに授業が理解できると回答している生徒の割合が増加しており、県内各高校で取り組んでいる授業力向上に向けた取組の成果が着実に現れてきているものと考えている。

一方で、2年生においては、家庭学習の時間が1年次よりも減少している。高校2年生の段階で、どれだけ学力を向上させていくかということは、就職・進学どちらの進路にとっても、極めて重要である。このことを踏まえ、高校教育課としては、これまで以上のてこ入れ策を実施したいと考え、来年度から国語・数学・英語の学力状況調査を1学年ではなく、2学年で7月に実施することとして現在準備を進めている。

全体の考察を、下の方に3点まとめているが、2ページ以降には、調査結果の詳しい内容を記載している。また、13ページには、学力向上に向けた今後の取組をまとめている。これらの取組を来年度推進し、今後とも生徒の学力向上に努めてまいる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

勅使瓦委員 質問ではないが、高等学校でも必要なのだと思うが、分かる授業というのは学校が一生懸命考えて取り組んでいる。小学校や中学校なら当然のことだと思うが、高校に入ってまで分かる授業なのかなあというか、そこが非常に何か、高等学校は義務教育ではないので、何を学びたいのかという部分で入るのが、これまでの流れだと思う。そこからいくと、生徒側がある程度欲するような形になっていかないと本来はよくないと思う。欲していて、分からない部分は先生にどんどん聞いていく、本来であれば、そうなるのが理想だと思う。高等学校でも分かる授業を一生懸命やらないといけないのかなあという部分が非常に残念であり、その部分を高等学校ではなくて、小学校、中学校は当然必要だと思うが、その辺のところは高等学校全体の、特に地方というか、郡部の高等学校の魅力がなかなか出て来ないという部分の一つの要因にもなっているのかなあという気がしている。当然必要であるが、教えられる側というか、勉強しようとする側に、教える側が一方的に授業を一生懸命考えてやっても、成果にはなかなか繋がってこないのではないかという気がしてならない。どういうふうにしたらよいかというのは私も分からないが、何となくバランスが悪いような気がしてならない。

高校教育課長 実は、高校教育課でもそういった課題認識を持っており、昨年4月の校長

会議で校長先生方にお話ししたのは、分かる授業は当然だが、分かる授業から考えさせる授業へというキャッチフレーズでお願いをしたところである。そういった意味では、まずベースとして分かる授業をやってもらうというのは当然なのだが、誰でも分かることだけを授業でやっていたのでは面白くないということが当然あるので、生徒達にいままでよりも考えさせるような授業を展開するということで、この一年間取り組んでいただいたところである。来年度は、いま委員から御指摘があったところを踏まえ、更にこういった考えさせていくということを重視した取組を各学校でやってもらうということで、お話しをしていきたいと思っている。

佐々木委員 聞き逃してしまったが、いままで1年生でやっていたのを2年生ですというような話であったが、私の気持ちとしては、やはり1年生でやっていただいたほうがよいのではないか。あるいは、1年生と2年生で両方でやるほうが効果が上がるというか、教育に反映できるのではないかというふうに思う。高校2年生というのは、はっきり言えば、ほとんどできあがっている。学習姿勢とか、取り組み方とか、授業の受入方とかというのは。そこから何かこちらから改善して、どうこうという状況をもう通り越しているくらいの状況ではないかなと私には思える。自分のことを振り返ってみても。ある程度何かまだ教育環境として対応できるとしたら、本当に高校1年生の夏休み辺りから高校2年生の半ばぐらいまでが、はっきり言えば、一生を決めてしまうぐらいの勝負の時期ではないかと思う。人生への取り組み方、勉強への取り組み方、いろんな姿勢、その辺である程度できあがってきてしまうような気がするので、そこで、もう一回、この調査をしてどうこうではなくて、やはり1年生の時にやって、大いに分析していただいて改善できるところは改善してもらったほうが、まだ方向付けもできてよいのではないかという気がするが、何かもっと良い理由をおっしゃったのかもしれないが、どうか。

高校教育課長 この事業自体は、平成17年度からスタートし、5年間やってまいった。その中で、いま委員から御発言があったように高校1年生の段階でしっかり学習習慣を身に付けさせなければならない、それが2年、3年に繋がるという認識で始めたところである。ただ、5年間やってみて、やはり課題として残るのは、どうしても高校2年生になると、学習時間も減ってくる、勉強のところが少しおろそかになる傾向が、なかなか解消されない状況がある。そういった意味で、いまは1年生の10月から11月でやっていたが、これを2年生の7月にやる。つまり、1年から2年の半ばまでの間が勝負というふうに高校教育課でも考えており、そういった意味では、秋から冬にかけて高校2年生でやってももう遅いという認識は同じである。それを、高校2年生の7月、夏休みの前にやることによって、高校1年生段階の復習を、この学力調査によってやってもらい、その自分自身の状況を生徒自身が高校2年生

の夏の段階で確認して、さらに足りないところを補っていくという取組に繋がっていくということで、その時期にずらしたところである。

佐竹委員

質問がある。13ページの「学力向上に向けた今後の取組」を見ていたら、授業改善の推進のところに、「授業が理解できる」と回答した生徒の割合が過去5年連続して増加しているが、「理解できない授業の方が多い」、「ほとんどの授業が理解できない」と回答した生徒は、1,2年生とも約50%を超えていると、これは凄くショックである。これでは、学力調査をする以前の問題ではないかと思う。私の認識が間違っていなければ、授業で50%、半数以上が授業を理解できていないということですよね。一層授業改善を進めると書いているが、具体的に5年間やってきてこういう結果が出て、どのように改善を進めていくのかというのが一番である。「ほぼ毎日勉強する」と答える生徒が1,2年とも減少しており、勉強するのは「宿題・課題がある時や考査前」と答える生徒が多いと書いてあるが、この状況をみたら、どう考えても成績が、学力が上がると考えられないような気がする。あと「家庭学習に集中できない」というのは、基本的に全国学力調査が低いということの裏付けになるような気がする。これに対する学校サイドの改善というのは具体的にできているのか、それをお聞きしたい。

高校教育課長

これについては、資料の8ページを御覧いただきたい。例えばであるが、図6でいま御指摘のあった「授業理解度の割合の推移」を示している。平成17年度に比べて平成21年度はそういった状況で、改善の度合いはかなり進んでいると思うが、一気に「理解できない」という数字を減らすことは困難なところでもある。そういった中で、この2年間に特に取り組んでいるのは、授業研究の充実である。高校の中で授業を公開する、あるいは先生方が集まって授業について議論し合うということは、あまりこれまで一般的ではなかった。それを、この2年、3年かけてできるだけ多くの学校で、そういった取組をしようということで、これについてはかなり広がっているところである。来年度以降さらに、まず毎日の授業をちゃんとする、生徒が分かるし、生徒もいろんなことを考えることになる、それが大事なことで、地道ではあるが、まず日々の授業改善の取組をこちらとしては全面的に支援をしていくということを考えているところである。

佐竹委員

授業改善も一気にとはもちろんあり得ないとは思いますが、子ども達の勉強というか、それに向かう意欲を持たせるような指導というのが、授業だけでなく、意欲があるかないかが、そういうものに繋がると思うので、その意欲をどうやって引っ張ってくるかどうかが、こうしますとばかり言っても片手落ちではないかと思う。子ども達、生徒達に意欲を出せるような授業と、声掛けとか、教師の向き合い方というのが凄く大事ではないかと。勉強しないといけないと思うのではなく、しようよ、自分でしてみようというふうな

意識付けが凄く大事だと思う。特に高校になれば、将来を決める時なので。そういう精神的な部分の普段からのケアが非常に大事ではないかと、いつも感じているし、この表と最後のところを見ていて大変悲しいと感じ、分からないで終わっているのかなというところが凄くあり、それこそ教師の指導力が問われる時ではないかと思う。その辺をもうちょっと学力プラス意欲、まずは意欲というものを持ってこられるような指導を期待したい。

勅使瓦委員 アンケートの取り方が悪いのではないかと。授業だけでやるから、そういうふうなる。高等学校の場合は多様である。当然勉強して、しっかりと大学進学を目指そうとしている子ども、あと部活を3年間しっかりやりたい子ども、様々だと思う。部活を中心に考えている子どもは勉強は分からないという部分もある程度出てくるというのは、仕方がないというか、ある程度進む方向性で多少変わってくるので、全体の中でのアンケートの取り方というか、生徒への取り方を工夫されたほうがよいという気がしていた。やはり高等学校の生徒指導上で非常に難しいのは、進学校は当然そちらの方向でよいが、中間というか、そこから下がってくる高等学校に関しては、勉強も頑張らせなければいけない。生徒指導上、部活だとか、そういったことも一生懸命指導しなければいけないということで、先生の資質というのはどちらかと言うと、中間層から下の高校というか、そういったところのほうが、いろんなものが備わっていないと対応ができないということが多いのかなと感じている。そういう部分からすると、生徒指導上も含めると一生懸命やっているなど感じる部分である。ただ、やはり残念なのは、元々ある程度、入試からすると5百点満点の2百50点以下で入らざるを得ない高等学校については、なかなかこの学習指導が難しいという部分があるのだと思う。そうは言っても、その中でも素晴らしい生徒もあり、そういう生徒はどんどん伸びてきているのだと思うが、それ以外の子ども達とのギャップというか、先生方もかなり悩んでいるようである。勉強を頑張る子どもと、なかなか頑張れない子どもとがいて、その頑張る子どもはどんどん進めていきたい、頑張れない子どもは落ちこぼれさせたくないというところがあって、その辺の苦労があり、非常に頑張っているなというところがあると思うが、そういうところからいくと、このアンケートの取り方も全体でやると、こういう結果にならざるを得ないという部分なので、もっともっと頑張れと尻を叩かざるを得なくなってしまうという気がしている。その辺はどうか。

高校教育課長 今回は学力状況調査での意識調査なので、学力に特化してという部分がある。学校としては、年間の教育全体がどうだったということで生徒からアンケートを取ったりもしているので、学習だけでなく学校生活、部活も含めた形で学校と生徒とのやり取りを毎年しているところである。ただそういった中で、先ほどあった学習意欲の問題がやはり一番大きいと考えている。そう

といった意味では意欲をさらに持たせるような授業のやり方という部分の研修をさらに各学校で取り組んでもらえるように話をしていきたいと思う。あともう一つは、キャリア教育という部分で来年度以降もさらに高校教育課としても充実させようと考えている。学校以外の人材をどんどん学校に入れていって実際の世の中のことを生徒達に理解をさせていくことで、さらに意欲が高まっていくのではないかと考えており、今年も外部人材をかなり各学校で入れていただいているが、来年度以降もさらに外部人材を活用して、先生方だけでは分からないところがいっぱいあると思うので、そういったところを外部的の方のお力もお借りして、生徒へのキャリア教育を進めていきたいと思う。

教 育 長 先ほど来御指摘の学習に向かう意欲の問題であるが、これが、正に一番の根幹の問題なのかなと私は思っている。そういった意味では佐竹委員とまったく同感である。それで、よく話題に出るのがPISAであり、OECDの諸国で学力の調査を3年毎にやっているわけであるが、その調査の結果で、日本の子ども達の学力が下がってきているということが、よく論点になるわけだが、問題は下がっているということも問題であるが、それ自体よりも、その学ぶ意欲が日本の子どもは他の国に比べ断トツに低いということがある。であるから、別に宮城県の子どもだけが、こういった課題があるということではなく、日本全体にいまの子ども達、若者の意欲が低いという問題があるわけである。そこが、いまの社会というか、学校教育の根本的な問題なのではないかと思っている。それへの対応として、この前決定していただいた教育振興基本計画では、一つの柱として志教育の推進、つまり人生の目的意識をしっかりと持ってもらうよう促すということ掲げたわけであるが、その一つの手法として、いま課長からお話ししたように外部の教育資源を十分に活用しながらやるということもあろうし、そもそも子ども達の意欲を高めるためには学校教育の範疇だけでやり切れない部分もあるわけで、学校教育のやり方を、どんどん外部の資源を導入すると同時に社会全体として子ども達の意欲を高めていくというふうな対策が、社会の共通認識としてなければならないと思う。であるから、なかなか時間はかかるかと思うが、根本的にそういった問題意識を関係者みんな持って、やっていかなければならないのだらうな思っている。

委 員 長 前回の教育振興基本計画の時にも、その辺がまだ弱いということをいろいろ言いたかったわけだが、建前としては、我々は高校に入学する時に、その子どもが入りたいところを探して、一生懸命入れるように努力をするためにいろんなことをやってきているわけである。だから、入りたいところに行きたわけなので、義務教育の時と違って、兎に角やらないといけないんだよと言って、いろんなものを課してやるだけでなく、自分のやりたいことを追い

かけるという姿勢にならないといけないが、いまだに理解させようとする
ことをしないとついでこれないという話は、ちょっと制度そのものやなんかと
矛盾しているような気がする。小中学校のうちに、ものにチャレンジする姿
勢というものを身に付けないと多分難しいというふうに思っている。学校だ
けでできないというのも、そのとおりであるが、学校でも何々を課して、課
せられたことをやることの時間をどんどん増やすのではなくて、やはり、こ
の間のフィンランドの話なんかはまた出てくるが、要するにかなり自分で好
きなものを選んで、それをやる。それをフォローするという仕組みをもう少し
かなり大胆に入れていかないといけないのではないかという気がする。僕
は教育の専門家ではないので分からないが、どうやったら子どもに自分のや
りたいことというのを見つけて、それをどんどん推進していくようにできる
か、そういう体験を少なくとも最初の幼稚園、小学校、中学校ぐらいの間に
植え付けないと、高等学校を選ぶ、本当に好きなところを選ぶというのは絵
空事である。そんなふうに思うので、本気になって取り組まないといけない
と思うし、いま教育長が言ったように他との連携もとても大切だと思うが、
併せて学校教育の中で、自律して自分のことを考えていく仕組みというのを
大きな問題としなければいけないし、志教育も教育でやってよいのか、もっ
と地域社会の中に放り出して地域社会やなんかでやっていることに触れるチ
ャンスやなんかはもう少しあってもよいのではないかと思うが、片一方では、
文科省から来ているカリキュラムやなんかの制約で大変難しいのだろうとい
うことは分かるが、その辺が鍵かなあというふうに思う。これは雑談である。
何かその辺がとても大切だなというも思っているものだから発言した。

佐竹委員

私がなぜいまのような発言をしたかということ、子どもにとっての先生とい
うのは、本当に人生を左右するほど素晴らしい存在で有り得ると私は思っ
ている。個人的なことであるが、ある先生との出会いが、うちの息子に高校に
行かなくてもよいと言った親だったが、やはり自分は高校に行こうなり
たいと言った時に助けていただいたというか、力になっていただいたのが、
やはり先生であった。先生の力というのは子どもにとって親以上の未来に対
する希望が持てる、その後押しをしてくれる力を先生は本当に持っているの
を、初めて子どもをとおして私は分かった。だから、この授業が理解できな
いという子どもが50%以上もいるという時に、勅使瓦委員が発言したよう
にスポーツをやっている子どもは難しいかもしれないというが、家庭では疲
れて勉強は無理かもしれないが、せめて授業の時ぐらいは理解できて欲しい
など、将来スポーツで生きていける人達というのは本当に一握りで、結局、
あの時にやっていればということで本当に苦労をしている人達をいっぱい知
っている。そのくらいの知識は、どこかにあったほうが絶対によいと思っ
ているので、授業の内容、それから先生の資質向上というのがあるが、授

業だけでなく、子ども達との関わりというもので意欲を持たせられるような魅力的な先生を、ぜひ多く、みなさん大志を持って先生になっているわけなので、その先生方に存分に大志とか、子ども達への意欲を發揮できるような指導をしていただきたいと思う。あまり規制ばかりしているのではなく、やはりそういう部分が欲しいと思う。私は先生に感謝しているので、そういうふうと思う。

それから、もう一つは、先ほど先生の勤務時間の短縮云々ということが書いてあり、就労としては大事なのもかもしれないが、短くして楽にさせてあげるのはなあと思いつつ、でもそうでない先生も沢山いるのになあと思いつつ、いながら考えていた。基本は基本で基準なのだと思うが、そういった先生方へのケアというものを考えていただければ、子ども達の意欲に絶対繋がると、私は自分の経験上確信している。うちの息子だけでなく、本当に沢山のスポーツをやっている子ども達も先生方に力を入れていただいていたし、先生方というのは子どもにとっては社会に出て、初めての社会としての大人なので、社会の中の私は親だというふうにしており、育てていただいていると凄くそう思っている。そのお父さんやお母さん、社会の中での先生方に本当に非常に過度な期待をするつもりはないが、本当はしているが、できるだけ、そういった意欲を持たせられるような心大きな、そういった人材育成のようなことをさせてあげていただきたい。いま凄くうつになっている先生が多く、凄く気の毒で、どうして、子ども達に向き合うのに辛いのだろうと思うと、向き合われている子ども達ももっと辛いであろうと思うし、もう少し余裕のあるというか、希望を持てる先生方がいてくれれば、その希望を子ども達は、その何十倍も受けとり自分達の未来を決定してくれるのではないかと、これは高校だけではなくて、小学校から中学校、高校すべてに通ずるのではないかと、そういう話をさせていただいた。

(6) 特別名勝松島保存管理計画の改訂案について

(説明：文化財保護課長)

特別名勝松島保存管理計画の概略について御説明申し上げます。

特別名勝松島は国の重要な文化財である。その範囲は塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の2市3町にわたり、総面積は約9千7百haにも及ぶものである。この地域における各種開発の現状変更に対する許可権限は国にあるが、保存管理については、宮城県が管理団体の指定を受け、これを行っているところである。

管理するために必要となる保存管理計画は、昭和51年に策定され、これにより松島の価値と土木建設工事など現状変更の取扱指針が示された。以来この計画は約10年の間隔で2度の改訂が行われ、今回が4度目の計画となる。改訂にあたっては、松島にかかわる様々な分野の専門家や関係市町の代表者からなる策定会議を通じて、新しい学術成

果や地域情勢の変化等が反映されるよう努めたところである。

内容について概略を御説明すると、構成は5つの章からなる。第1章から第2章は特別名勝松島の指定範囲や指定の沿革、及び松島の価値についてふれているところで、その要点は資料の概要に示したとおりである。

第3章は具体的な保存と管理について述べている。基本方針は第2章で示した価値に応じた適切な保存管理を図ると共に、松島の保存管理は地域住民の理解と協力の上に成り立つとの考え方から、地域の基本的な生活生業にも配慮しながら行うこと等を趣旨とした。

具体的には、資料の概要に示したように、これまで各種工事の許可等の取扱いにあたっては、重要度や土地利用状況に応じて5つの保護地区に区分して管理を行ってきたが、今回は、これまで指摘されてきた個人住宅の建築面積が狭いといったことや、後継者が新たな家を建てられないといったこと等に配慮し、住民生活と松島の景観とのかかわりが深い第1種保護地区及び第2種保護地区について実情に応じた細分を行った上で、個人住宅の建築面積や新築の可否の取扱いを弾力的な形にするなど、よりきめの細かい管理を行うことに努めている。

また公共事業については、工事が大規模になることが多いことから、事業を基本構想段階で教育委員会と事業関係者が協議する形と留意点などを提示して、工事の景観に及ぼす影響がより軽微となるよう配慮した。

第4章は活用と整備についてであるが、ここでは活用の必要性と活用を十分なものにするための整備について基本的な考え方を提示したもので、概略は資料に示したとおりである。

最後の第5章は今後の課題についてである。ここでは特別名勝松島地域において今後生ずる状況の変化や問題点に対する対処の方策や、権限委譲に基づく事務手続きの一層の迅速化の必要性等について触れたところである。

以上が松島保存管理計画の概要であるが、今回の改訂の特徴として計画案に示したとおり、現状の写真を多用し、松島を視覚的にも理解していただくよう努めたことも一つのポイントであるので、併せて紹介する。

なお、この作業を進めるにあたっては、現状を的確に把握するために数多くの現地調査を実施し、加えて地元住民との懇談会を重ねるなどして、地域の意見を計画に反映させている。また、取扱いの権限の主体者である文化庁からは、適宜指導助言を受け、この計画案についての了解を得ているところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 先ほどの世界遺産の選考の問題と、この計画については何か関係があるか。方針の転換とか、いままではこうだったが、こうなので今後はちょっと変わったといったところはあるのか。

文化財保護課長 世界遺産になると規制が厳しくなるのかということで地元からも大分世界遺産をすすめるにあたって、いろいろな意見をいただいた。また、この保存

管理計画については、まったく関係なく、10年にいっぺんということです。すめたわけで、ちょうどタイミングが一緒になったわけである。結論から申し上げますと、世界遺産については、世界遺産条約に基づくものであり、国内の法律とは一切関係が無いものである。一方、この保存管理計画については、文化財保護法の規制によるものであり、昭和25年から規制してきたものである。従って、法律上はまったく変わるものではないということがある。ただ、仮に世界遺産になると、やはりもっと大事にしていこうという気運が高まるので、そういった意味では多少変化があるのかなと思う。基本的には特別名勝で守られてきたものであるので、これ以上厳しいものというのは、なかなかあり得ないだろうと思っている。

委員 長 この案というのは、いつ取れるのか。どういう手続きで案が無くなるのか。
文化財保護課長 これについては、作業を進めるにあたり、先ほど申し上げたとおり有識者と地域の自治体の首長等で構成される策定会議で基本的には進めてまいった。

委員 長 策定会議で案を取りましょうということになれば、自動的に案が取れる。教育委員会としては特に関わらなくてもよいですね。

文化財保護課長 そういうふうな形である。

委員 長 それから、先ほど地元との話し合いの結果という話があったが、その地元との話し合いの結果というのは、公開されるのか。何か記録のようなものが残っているのか。

文化財保護課長 記録はとっており、その結果は開示できるものである。

委員 長 それから、1950年ぐらいからずっとやっているわけで、10年毎ぐらいで変えているわけである。

文化財保護課長 昭和51年である。

委員 長 そうすると、そのころと。例えば、いまの植生などというのは相当変わっているか。

文化財保護課長 専門ではないので、詳しくは分からないが、最初に調査した昭和51年度のちょっと前に少し調査を行っているが、それ以降行われていなくて、今回、簡単にもう一度振り返ったということである。

委員 長 補正をしたという形か。

文化財保護課長 そのとおりである。

委員 長 かなりこの何十年間というのは、いろんなところで変化があるし、地域のあの辺の山なんかも、基本的には里山みたいな形で運営されているところだから、相当変化があるのではないかと思っており、その辺に興味を持っていたが、分かった。

それから、直接関係無いが、県立自然公園というのがあり、ほぼ重なっているが、いろんなところで、ちょこちょこエリアが違うよね。あの相違と

文化財保護課長 というのは、当然、県立自然公園のほうが後だよ。特別名勝のほうが先で、特別名勝のほうが後である。

委員長 なぜ変えたかは分かるのか。重なればよいと思うが、なぜかちょっとずつ少なくなったり、大きくなったりしている。どういう理由があるのか。

文化財保護課長 公園がどういう形で成り立ってきたかは詳しくは存じないので申し上げられないが、松島については、特別名勝の範囲は変わっていない。

委員長 本来ならば、あの自然公園が特別名勝と同じエリアであったら一番話が分かりやすいのになあと思うが、それがずれている。

文化財保護課長 実は、特別名勝というのは街場もかなり入っている。松島町の高城だとか、野蒜のほうであるとか、したがって、そこは自然公園に入っていないということがある。

委員長 そういう市街地部分ではなくて、外縁部の森の山のようなところが随分違っている。そういうのをつくる時に、教育委員会がもっと発言をして、どういうエリアであったらよいかというのに、公園に対して発言をしたらよかつたなあというふうに資料を見ていて思っただけである。

12 協 議

新県立高校将来構想及び第1次実施計画について

委員長 本日の協議の趣旨であるが、「新県立高校将来構想及び第1次実施計画(案)」については、これまで審議会からの答申等の資料を報告していただいていたが、これらについては、本年度内に最終的に本教育委員会で決定する必要がある。

については、決定にあたり、内容について議論を深めて検討する必要があると考えているので、只今から、そのための協議を行いたいと思う。

それでは、お手元に資料が用意されているので、事務局から説明願いたい。

(説明：教育企画室長)

「新県立高校将来構想及び第1次実施計画について」御説明申し上げます。

昨年9月の定例会において、県立高等学校将来構想審議会から答申のあった「新たな県立高校将来構想」について御報告申し上げたが、その答申内容を踏まえ、県教育委員会として「新県立高校将来構想」を決定する必要があるが、また、この構想に基づいた具体的な高校教育改革の取組内容を示す「第1次実施計画」についても年度内にまとめる必要があるため、本日この件について御協議させていただく。

まず、「新県立高校将来構想」についてであるが、資料1を御覧願いたい。

構想本体については、資料2として別にお配りしているが、その内容を資料1としてコンパクトにまとめたものである。全体の構成は、基本的に審議会答申を踏襲し、5章立てとしている。

第1章では、「新たな県立高校将来構想の策定」と題して、「本県の高校教育改革の取組

状況」と「新たな県立高校将来構想の位置づけ」について記載している。

次に、第2章では、「本県の高校教育を巡る現状と課題」と題して、「社会経済環境の変化」と「県立高校の現状と課題」という2つの観点から示している。

次に、第3章では、「今後の県立高校教育の在り方」として、第2章で示した高校教育を巡る社会経済の変化や社会の要請等を踏まえ、「本県高校教育における人づくりの方向性」と、それを実現するための「高校教育改革の取組の方向性」という2つの観点で記載している。

まず、「人づくりの方向性」では、「主体的に生き抜く力の育成」と「人と関わる力の育成」に焦点を当てながら、未来を担う人づくりを推進していくとしている。

具体的には、「主体的に生き抜く力の育成」として、基礎となる知識や技能の確実な修得とそれを活用していく力を身につけさせるとともに、社会における自分の役割を認識し、主体性をもって自律的に行動できる姿勢を育成していくこととしている。

また、「人と関わる力の育成」として、働くことや社会に貢献する意義を理解し、社会人としての態度や責任感を涵養するために、コミュニケーション能力や協調性、柔軟性など、社会の中でより良い人間関係を築いていく力を育成していくこととしている。

こうした力を育成するため、「高校教育改革の取組の方向性」として、「学力の向上」と「キャリア教育の充実」の推進と、それを支える学校づくりの観点から「地域に応える高校づくりの推進」と、そして条件整備の観点から「教育環境の充実、学校経営の改善」の4つを掲げ、重点的に取り組むこととしている。

なお、(2)の「キャリア教育の充実」のサブタイトル部分であるが、これは現在、同時進行で策定を進めている「宮城県教育振興基本計画」に準じ、サブタイトルを「志教育の推進」と変更している。本文においても、志教育を説明した一文を追加している。

第4章の「社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置の考え方」であるが、「学科等の在り方」と「学校配置の考え方」、そして「地区別の県立高校再編の方向性」について記載している。

「学科等の在り方」では、各地区の産業構造や卒業生の就業状況、学校数などを考慮しながら、学科や課程を設置していくこととしており、総合産業高校の新設等について記載している。

「学校配置の考え方」では、今後も中学校卒業生数の減少が見込まれ、統廃合を含めた再編が避けられない状況の中で、教育環境や教育内容の整備・充実を図っていくために、「機会均等への配慮」や「活力維持や教育機能を十分発揮し得る学校規模」など、5つの配慮すべき視点が内容となっている。

「地区別の県立高校再編の方向性」では、各地区における県立高校に対する期待や各地区の産業構造などを総合的に勘案しながら検討していくということで、県内7つの地区ごとに分けて記載している。

第5章の「将来構想の推進」であるが、家庭や地域等と適切に役割分担と相互連携を図りながら、5年間程度を単位とした具体的な実施計画を策定して着実に高校教育改革を遂

行していくことと、常に進捗状況や成果・課題等の検証を行い、必要な対策を講じていくことについて示している。

以上が新県立高校将来構想の概要であるが、審議会答申と比べ、文章表現を「である調」から「ですます調」に変更し、また、数値データを直近のものに更新したほか、内容としては先程御説明申し上げた「志教育」の箇所以外で、大きな変更点はございません。

次に、「第1次実施計画」についてであるが、資料3を御覧願いたい。

現行の県立高校将来構想については、将来構想自体がアクションプラン的な要素を持っており、具体的な再編校についても構想に記載していたが、新たな将来構想については、社会の変化等に柔軟に対応する観点から、将来構想と実施計画を分けることとした。

1ページを御覧願いたい。

本実施計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間の取組内容を示すものである。

実施計画期間は5年間であるが、社会の変化や高校教育改革の取組に係る成果、課題の検証結果等を速やかに次の実施計画に反映できるよう、3年ごとにローリングしていくこととしている。

さらに、5に記載しているように、毎年度進捗状況を把握しながら、適正な進行管理を行っていくこととしている。

実施計画の内容であるが、2ページを御覧願いたい。

新将来構想では、未来を担う人づくりの方向性として「主体的に生き抜く力」と「人と関わる力」を育成する形で示しているが、そのための具体的な取組として、「学力の向上」として、左上にあるように、基礎基本となる知識の定着に向け、学力状況調査に基づく効果的・効率的な学力向上施策の展開や、習熟度別授業及び補習授業を行うほか、学習意欲を高めるため、大学等の公開講座や単位互換性度などを活用していくこととしている。

次に、「キャリア教育の充実」として、右上にあるように、勤労観や職業観の育成に向け、各学校で「キャリア教育推進計画」を策定するとともに、社会人を活用したワークショップ開催などを行っていく。また、インターンシップなど就業体験機会をこれまで以上に充実させるほか、各学校で修得した知識や技能を活用しながら具体的な課題解決に当たるアントレプレナーシップ教育などに取り組むこととしている。

こうしたソフトの教育改革の取組を支える学校づくりの観点から、「地域ニーズに応える高校づくり」として、学校と地域産業界などとの連携を深め、地域の教育資源の発掘及び活用を促す基盤として、圏域別に「産業人材育成プラットフォーム会議」を設置するほか、情報機器を活用した学校の情報発信を充実。また、各学校の危機管理マニュアル等や学校裏サイトの監視などを通じて、学校安全管理体制を充実させていくこととしている。

また、教育改革を進める条件整備の観点から、「教育環境の充実、学校経営の改善」として、民間企業への教員の派遣、大学教員等の訪問指導により校内研修体制を充実させるなどして、教員の資質向上に取り組む。また、学校評価と連動した「学校改善計画」。さらに、専門のスクールカウンセラーの配置や特別支援教育コーディネーター研修の充実な

どにより、発達障害等も含む多様な生徒の受入態勢を一層充実させていくこととしている。

これらのソフトの教育改革に加え、ハードの取り組みとして、普通科高校においては、キャリア教育について一層充実して取り組むほか、少子高齢化に対応して福祉・介護サービス需要に的確に対応するために新たに福祉系の専門学科を設置する。

また、新しいタイプの学校として、産業の高度化・多様化に対応した学際的な知識や技能を持った人材という観点から、登米地区に農業系・工業系・商業系・福祉系の4つの専門学科で構成する総合産業高校を設置する。

さらに、多様な生徒に対応するため、これまで仙台一高に併設されていた通信制課程を独立校化し、きめ細かい学習指導や生活指導を推進するとともに、地域サテライト校を設置し、生徒の居住地の近くでスクーリングを受けることができる体制を整備していく。また、多部制定時制高校において、昼間部のニーズが大きいことから昼間部の定員を見直していくこととしている。

3ページ以降は、ただいま御説明申し上げたことを文章化したものである。

次に、12ページを御覧願いたい。12ページ以降については、学校再編について記載している。表の中に、生徒数減少に基づく今後の必要学級数の見込みを示しているが、平成22年から32年までの間で、県全体で52学級の削減が必要となっており、前期5年と後期に分けた場合は、前期5年は20学級減、後期が32学級減となっている。

今後の中学校卒業生の減少に伴い学級減を行っていくとともに、機会均等への配慮や学校活力を維持し得る規模、地域との関わりや市立・私立高校との協調を踏まえながら、計画的に学校再編を進めていく。

次に、(2)の小規模校の対応であるが、これについては、法に基づく下限が2学級になっていることや活力ある学校を維持する観点から、基本的には現行の再編基準を引き継ぐこととし、各地域の実情を踏まえながら、原則的には統廃合による再編を進めることとしている。

13ページをお開き願いたい。13ページから15ページまでは具体的な再編になる。

中部地区においては、先ほど御説明したとおり、現在、仙台一高にある通信制課程を名取に新設する教育・福祉複合施設内に独立校として設置することとしている。併せて、居住地の近くの学校でも受講できるように便宜を図ることとしている。

14ページの登米地区においては、平成22年から32年までに約130人が減少するという見込で、三校を再編して同地区の産業人材を育成するために新しい学校を設置することを考えている。具体的には、枠の中に書いているが、上沼高校、米山高校、米谷工業高校、あと登米高校の商業科であるが、この三校一学科を再編し、総合産業高校ということで、農業系と工業系と商業系、先ほど申し上げた福祉系も入れた職業系専門学科を統合して新たに設置する。

次に、15ページの石巻地区であるが、平成22年から32年までに約500人減少するということがあり、現行の女川高校について募集停止をして、その跡地に特別支援学校の高等学園を新設することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 大変難しいことだと思うが、難しい文章が並んでいるので、あまりさっと聞いただけではどういうふうに宮城県の教育が変わるのかということのイメージが掴めないが、例えば、宮城県で一番大事な課題とされている学力向上であるが、資料の3ページのところに差し当たっての前期の目標として、この計画に基づいて実際に高校教育が行われると、例えば、いま全国で45番目くらいだとすると何番目くらいを想定して、いくような目標を持っているのか、どの辺を想定した計画をたてているのかをうかがいたい。どの程度になるろうとしている計画なのかをうかがいたい。

教育企画室長 これと併せて教育振興基本計画があり、あるいは県の将来ビジョンの行動計画の中で目標を掲げているところである。実は、これにはそういう形での指標を掲げていないが、教育振興基本計画の中である程度の数値目標を掲げているところがある。学力の関係で言うと高校に行くとそれぞれ進路目標が違うということで、その一つの指標として現役の進学達成率を全国との乖離について示している。

現在の平成20年度でいうと現役進学達成率の割合がマイナス1.1ポイントであるが、それを0.2ポイントまで上げたいという、25年までであるが、若干年度が違うが、いま目標を設定しているところである。

佐々木委員 そうすると、5年後には大体全国平均レベルまでは、この計画が実行されればいけそうだというふうに解釈してよいのか。

教育企画室長 大学進学達成率はそのとおりである。その他に先ほど議論のあった高校生の進路希望の決定率を一つの指標として、進路未定のものがないようにしていきたいということで挙げている。

佐々木委員 いまの進路が未定のものというのが、いまはかなりいるわけである。やはり先ほどから教育長が何度か、志教育ということ掲げているということを発表しているが、凄く大事なことだと思う。高校3年間勉強して進路が未定のまま世の中に出ていくというのは、やはり一つの教育目標としては大変残念なことである。それは、ぜひゼロパーセント目指して頑張っていただきたいと思う。

教育企画室長 指標としては、平成20年度で97.4%ということで、かなりの人数が未定ではないが、ゼロまで持っていきたいと考えている。

勅使瓦委員 過去からの流れの中で気になっている部分がある。今回の実施計画の中にも出て来ないが、県全体で、それぞれ特色を持ったという部分では学科の再編だったり、産業高校だったりという取組が出ているのは、県全体としては非常に分かり易くなっているが、全県一学区に今年の入試からなって、その時に各高校毎の特色を出しにくいのは十分理解しているが、そうは言っても

なんかかんか頑張ってる特色を出していったって、全県一学区で仙台集中にならない、それで、さらに仙台から郡部の高校にも行きたくなるようなというか、そういうところの動きというのは、ここ何年間か実際にはほとんど無い。その部分が実施計画の中で、8ページに学校経営の改善というところもあるが、学校をそれぞれ経営していく上で、それぞれの学校が、少子化でどんどん減っていく流れの中、あと地域が少子化で当然減っていくから、その学校が再編されたり、無くなるのが仕方ないのだという考え方で学校経営をしていったのでは、どんどん無くなっていくと思う。そうならないために、どういったそれぞれの学校の経営をやっていくのかというのを考えるというか、この実施計画の中では考えさせないといけないと思う。そういった部分というのが、あまり表現されていない。いままでの流れの中で、いろんなことが盛り込まれて、普通科であっても特色を付けていくのだよと、いろんな施策をやってきたのが、そのままになっていて、新たに来年度からやっていくことにも、その辺が明確にされていないということが非常に不安というか、疑問である。だからといっても、それぞれの学校で特色を出すのが非常に難しいのも十分理解できるが、ただ、それは単純に学校が地域を見た時に、生徒数が減少しているから仕方が無いんだというのではなくて、それぞれの学校で学校経営を考えて、その生徒数減少を他の地域からでも生徒を取り込んでというぐらいの意気込みを出すことが学校経営の一番のあれだと思う。だから、その辺が何か無いなあというか、一般の経営と学校経営は違うのかもしれないが、そういうところが無いと何となく実施計画としては、何となくいままでの流れからすると、なかなか腑に落ちないというか、納得しづらいという部分がある。

教 育 長 この実施計画に、どこまで載せるかという問題である。いままでの将来構想の中で現実には各学校で様々な特色を出す努力はしており、実際いろんな動きがあるわけである。この今度つくる実施計画の中に各学校の動きをどの程度まで出せるものかということである。その様々な動きの中で、実際にそれが、学科改編というレベルになれば、それは実施計画に載せるべきだと思っている。それで、今回の実施計画の案の中で具体的な今後の動きとして載せているのが、13ページ以降の通信制の独立校化、それから登米地区における高校の再編、それからもう一つは、女川高校の問題ということであるが、これ以外にも、いま各学校でいろんな新たな動きの模索はしている。しているが、その熟度が、まだ表に出せるまでには高まっていないということがあるので、なお各学校で検討を進めていって、条件整備が必要であるので、その調整をある程度行った上で、外に出せるようになった段階で、そこで次の実施計画に出していくというふうな形になるだろうと思う。

勅使瓦委員 いまの教育長の話で大體そのとおりだなと思うが、この実施計画の中に文

言でなかなか盛り込みにくいのも十分理解しているが、いまのいろんなシステムだとか、いろんな校長先生の配置期間の問題だとかがあり、県でいまきちんと実施計画を出しているという部分では、県教委としては非常に責任があるが、それが各学校の校長レベルにいった時に、校長先生の責任というか、学校経営をしていく上で、あとは、この中に地域といろんな連携をしていくという文言があったりという部分があったり、あとは最終的には生徒が減少して統廃合せざるを得ないという部分への責任だったり、学校経営というのはある程度、そういった責任はやっぱり出てくるのだと思う。その辺がいまの2年か、3年でどんどん変わっていくことからすると、自分がやっている間は統合しなければ何とか済むという流れでは、なかなかうまくないのかなという感じがする。そこまで盛り込むというのは難しいと思う。でも何か、そういう県教委として責任というのはもの凄くあるが、じゃ具体的にそれぞれの学校を運営していくサイドとしての責任が非常に、いままでもそうであるが、じゃあどこまであるのと言った時に非常に不明確というか、何というか、もう少しきちんとしたものが何か必要ではないのかなあと思う。そうしないと、いる間だけ無難にこなせばよいという部分ではもうないと思う。生徒数が減少して学校がどんどん無くなったりという現実があるのだから、その辺が上手くちょっと言えないがどうか。

教 育 長 ただいま申し上げたのは、この実施計画に出ていない各学校の取組を各学校に任せるという意味ではなくて、各学校で検討を進めていく上で、当然そこには我々教育委員会も絡んで県全体を視野に入れた時に個々の学校がどうあるべきなのかということの検討を学校と一緒にやるということである。実際にいま話が出ている、例えば、観光学科とか、工業系の学科をつくりたいという話があるが、それを各学校とともに私どもも、この将来構想の本体に各地区の再編の方向があるので、そこを頭に入れながら各学校と一緒に今後検討していくということである。

菅原教育監 勅使瓦委員のこれまでのずうっと長い間の御指摘も含めて、さらにいまの御指摘も含めて、当然いろいろなこれまでの高校教育を巡る変化があって、今後さらに生徒の減少があって、社会の仕組みの構造変化ということ想定した上で、今後の将来構想をつくっていくということで、県全体としての枠組みについては御理解いただいたと思っているが、各学校レベルまでいった時に、それを踏まえて、どういったところから切り込んでいくのかという指摘、それが見えませんよというふうなお話だろうと思う。先ほど御指摘された8ページの教育環境の充実と学校経営の改善の学校改善の定着という項目の中に、先ほど教育長がお話ししたように具体的には他者の意見を聞きながら、あるいは地域のニーズを把握しながら、個々個別に各学校の特性や役割を具体的に教育目標の中に落とし込んでいって、その成果目標を分析した上

で、やっていくという取組が学校には必要なのだろうと思う。8ページには「学校評議員制度の効果的な運用」という事業名を入れているが、こういった中で各学校の今後の特色化，あるいは地域ニーズを踏まえた学校の改善等々，完全に無いということではなくて，この事業を代表として出しているが，そういった取組はこれからも助長していかなければならないと思っている。御心配な点はよく理解しているので，十分踏まえた上で，一層の特色化というか。

佐竹委員

いまの話に少し関わるが，以前から凄いなと思っていたのは，今度一学区制になって，こういうことをやればよかったなと思ったのは，京都市等で行っている国公立高校が全部集まって行う学校自慢である。自分の学校に生徒を獲得するために，うちの学校はこういう特長があるということをアピールし，それが非常に好走しているという京都市の教育委員会の報告が載っていたのを見たり，それから，小学校でも，中学校でもよいが，言語教育に非常に力を入れて，いろんなことに対応できる子どもを育てる，そういういろんな新たな試みをしているところをPRしている。最初は28校全部が集まって学校説明をして，大体地域の方々とか，志望者とか4千人ぐらいの人が一気に見られるようなことを行ったりだとか，オープンキャンパスというのももちろんあるが，また別個に6校ぐらいずつが行うという，そういうシステムにしている，いままで廃校になりそうな学校が生徒を獲得したとか，そういう話題がいっぱいあったのを見ていて，いまの話がうかがい，そういうこととかも，もっと活気があるようなものも，ちょっと難しいのかもしれないが，あったらよいのではないかと思った。ただ指をくわえて，いなくなったから廃校とか，統合とはならないで，もうちょっとうちの学校も頑張ってみようかとか，生徒獲得とか，学校の気運が高まるのではないかなあと。良いものは真似してもよいと思う。教育委員になった当初，これをいつ言おうかと思っていた。新県立高校将来構想の報告が9月であり，自分は10月からだったので，いつかこれを話して，いつかこれを組み込んでもらえたら，これから高校に向かう親も子どもも希望が持てたり，もっと元気ができるのではないかと思う。ぜひこれはやっていただけたら嬉しいと思うし，こういうものをやってもよいのではないかという提案をさせていただく。

教育企画室長

私も全部の高校が分かるわけではないが，それぞれの学校で，それぞれの地域の特性や課題を踏まえて取り組んでいることはいっぱいあると思う。この実施計画に書く中身として，県教委として各学校にやってもらいたいこととして書いている部分と，あと各学校で独自にやってもらう部分をどういう形で表現するのかというのがあると思う。学校でいろいろやっていることは新聞にも載っているように，いろいろとやっている。それを，この実施計画に書くという中身ではないので，なかなか見えないというのがあるので，勅

使瓦委員御発言の部分を表しづらい感じがある。

委員長　　そういうことと言えば、特色ある学校をつくるというのは、何でつくれるかと考えると、やはり特色ある学校をつくるために、いま以上に努力するための仕組みが学校の中にあるということが欠かせないと思う。それから、もう一つは、その特色ある学校というのを支えて地域でなんとか、例えば、この学校に存続してもらいたいということで地域の産業界とか、社会からのサポートが欠かせないと思う。それから、もう一つは、歴史がある学校だったら同窓会みたいなものが、うちの学校はこういう学校としてずっと存続したいというような思いがあって、そういうことが欠かせないと思う。職員の人事面で言えば、2、3年で次々といろんな人をローテーションして行くというのではなく、しっかりした特色ある先生がいて、ある人が育っていったら、その先生はしばらくそこに居ていいとか、そういう何かをやるよ、教育委員会がそういうものに応援するよという、あとはそれぞれで考えてよいがという気がする。それから、同窓会やなんかも、いまはこの5年間ぐらいだから無くなる学校はこれしか無いが、次の5年間にそれ以上に学校が無くなる可能性があるわけである。それが、この50年だけで、きかなくて、もっとさらにいくわけなので、それはおおよそ変わりが無いので、その中でどういう方向を目指すのかという基本的な戦略があまり見えていないから、ひょっとするとあと5年後ぐらいに、この学校も、いまはあるが、ひょっとすると無くなるかもしれないなというところで必死になってサポートする同窓会なんていうのは、なかなか難しいと思う。一体どういう形で学校が持っている特性みたいなものを、たとえ無くなったり、合併しても維持するかとか。いまの御意見なんかは、そういうものに関わるかと思うが、そうした基本的な姿勢を、ここに打ち込んでおいて、あとは学校に任せるという仕組みがいるのだと思う。いままでの立派な社会人で国をつくる、人を育てるというか、個人個人の立志みたいな世界だけで、子どもの数はいっぱいいるという、1900年代の在り方と、2000年代の人口がどんどん減っていく中で地域社会を維持しながらしっかりやっていく話と、どういうふうにマッチするかという基本的な路線があんまり見えないから、僕はなかなか賛成はしにくくて、室長にはいろいろああだ、こうだと言っている気がするが、もう一つ言えば、それぞれの地域は、やはりどんどん都会的なところに吸い寄せられていっているというのがいまの現況である。20歳前後ぐらいから30何歳、40歳ぐらいまでどんどん都会に集まっていく仕組みというのは全国的にあるわけで。その時にどうやって地域の中に少なくとも高校生ぐらいはいるぞというふうなものがつくれるか、その手段は何なのかという辺りのことを少し考えないといけないし、そういうようなことを考えていくと、その学校のイメージももしかして変わるかもしれない。それで、この間から教育長と一

緒に行った協議会で、この辺では秋田の委員長が行っているが、フィンランドで見てきている教育の仕組みやなんかというのは、人口密度がうんと低いところで教育をどうやっているのかという一つのサンプルだと思う。我々の人口が半分になってもまだまだフィンランドやなんかに比べたらいっぱい人口がいるわけである。それを、適正な形で、どう夢を持って活かしていくのかが問われているし、お隣の中国やなんかだと、もの凄い勢いで経済成長しているわけである。そういう経済成長している中で、日本は人が少なくなるが、まだまだやって面白い人生を送る人が出てくるはずで、地域に残って何かやるのもよいし、世界に出て行って何かやってもよいし、そういう社会に、どうやって若者に夢を持たせるかという話では、もう少し何かパンチが欲しい。

教育企画室長 よく言われるが、差し支えなければ、そのイメージを教えていただくとイメージが湧く、夢があってパンチがあるだけでは、なかなかイメージが湧かない。

委員長 いくつかある。だが、それをここで、いくつもあるが、一つ一つお話しするか。

まず第一に、地域に学校がどこまで残れるか。まず学校が人口が減っていく中でも地域にある程度学校が残っていくという話は、いまの計画よりも一つの学校の規模や何かを柔軟にして、減らす数を少なくするには、どうしたらよいかということをも多分考えないといけないと思う。それが無いと、それぞれの地域の人には今年うちには減らなかったが、今度の5年後にうちは無くなるかもしれないと思って過ごさざるをえないわけで、パワーが出ない。だから、その小規模学校の話、2クラスという話がどのくらい増えていくというイメージがこの中ではあまり見えない。やむを得なくそうなりそうなものが有りそうには見えるが、もうちょっと小さくても、これぐらいのゾーンには少なくとも残していくぞ、1学級になっても残すぞというぐらいの話があれば、また随分違うのではないか。それは、そういうふうにするか、言わないか、計画に書くか、書かないかというのは別で、地域と学校との関係をどうするかという基本的なテーマについて、その地域のためになんとか死守するというようなことがイメージできるようになれば随分話が違ってくると思う。だけど、いまのこの状況で見ると、やはりこのくらいずつ無くなるのだなあと。10年でいくつ、20年でいくつというふうになると、残るのはどれと、どれかなという辺りの感じになってしまう。

教育企画室長 行政の立場とすれば、いまの制度で考えざるをえない部分がある。

委員長 それは、そのとおりだと思うが、しかし、そういうのを超えて、いまの制度が全体として何というか、そういう困った地域の状況をどうするかということについては、積極的ではないわけである。

教育企画室長 それは、教育として何を指すか、やれるかということに関わる話だと思
うので、それには当然制度の面の制約もある。

委員 長 しかし、宮城県を何とかずっと元気にし続けたいといけない。我々はし続
けるために、百年の大計で教育というものを議論しないといけない。そうす
ると、いま直ぐはできないかもしれないが、少なくともこういう方向で行こ
うということは、いまの制度を超えてこういう方向でいこうよという話はや
れないか。10年先には、そういうふうにはならないかもしれないけれど。

教育企画室長 実施計画では書けない。

委員 長 実施計画になる前に、それは書かれるべきであろう。

教育企画室長 それでも、行政の計画であるので、ある程度の制度を前提としないと書け
ない。

委員 長 制度はこうであるけれども、宮城県の教育が守れなければどうするのか。
ずるずるどんどんギリ貧になっていくようには見えないか。今日は協議なの
で、かなりラディカルに言っているが。

佐竹委員 いまの話で、ちょっと余計なことかもしれないが、宮城県を元気にするの
に、そういうものもありますよというふうなことを、先ほどお話しさせてい
ただいたが、あとできそうなこととして、学校に何かの学科を設けるとい
うことはできなくはないと思う。堀川の奇跡はご存じだと思うが、あれは京都
の本当に教育委員会の大改革である。人間探究科と自然探究科を設けて、い
ろいろ自分達で研究させて、専門家を呼んで研究させて、授業の一環として、
それを一つカリキュラムを設け、倫理の把握と構築の方法とかを学んで国公
立への進学率がどんと上がったということがあったり、そういうチャレンジ
的なことがあってもよいのではないかと思う。計画だからこそ、福祉科を設
けるだとか、就職に直接結び付くような科を設けて頑張っているというところ
も事実なので、もうちょっとそういう科を設けてみようかとか、一つぐら
いの冒険と言っては失礼であるが、そういうのがあってもよいのかなあ、や
れないのかなあとずっと思っていて、これを見た時に統合等と書いてあり、
凄く尻すぼみみたいな、元気がいま一つ出ないから、宮城県の教育がもう少し
元気になるにはどうしたらよいのかというのを考えた時に、いまの委員長の
話のように、そういった特色あるという時に何をしたらよいのか分からない、
じゃあこのようなことをやってみようかという、それが将来の子ども達
にプラスになるものであれば、そういったことを組み込むということも予算
の中で十分にできることではないのかなあと思うが。

委員 長 一つ一つの具体的なことを言わないといけないとすると、ここで県が書い
てよいかというのは確かに非常に悩ましいですね。けども、その地域が活
力を持つようにしていくために学校での取組みたいなものを、どんな形でか
支援しますよというようなものを、それは、例えば、何か先駆的な試みを支

援するとか、あるいは、いろんな事業をコーディネートするような新たな試みには支援するような、何か一般的なことは言えないか。

教育企画室長

2 ページのところであるが、当然うちのほうで掲げているのは、主体的に生き抜く力と人と関わる力ということでキャリア教育を一つあげているが、先ほども議論があったが、やはり志教育というのは、学校と地域の連携をやっていかないと、なかなかできないと考えているので、当然、ここに地域のニーズに応える高校づくりという中で、人材育成の地域プラットフォームの連携強化と書いている。それは、地域単位、圏域単位で学校と教育事務所と、あとは地域づくりということで地方振興事務所、高等技術専門校が連携した形で地域の人材、産業人材をどういう形でつくっていくか。あるいは、就業体験とかをやるわけであるが、地域毎に関係者が集まってやろうという部分がある。地域の中で、そういう形で人材を考えていくというのを各圏域でやっていきたいというのは、キャリア教育を進める上で受け皿がないとできない部分があるし、その上のところに「対話型社会人講話」と書いてあるが、自分のキャリアを進める上で、いろんな社会人と実際に会って実際に話をしないと自分に身につかない等もあるので、そういったところを教育委員会のほうでお手伝いしようということで、地域と連携を深めながら対応するという形で書いている。

委員 長

それがもうちょっとぱんと出て来ないといけないと思う。いろんな試みというのは細かく言えばあって、やられていることもあると思うし、やられていることでももっと力を入れれば違うものが出てくることが、いっぱいあるのだろうと思う。30年前ぐらいであろうか、イエテポリイの水産学校に行く機会があって、行ったら船を見せられなくて、ほとんど校庭の中にあるフレームを見せられた。農業学校に行ったみたいな雰囲気、水産業の獲ってきたものをどうやって市民に売るとかという話で、一生懸命ハーブだとかを研究しだした先生がいて、それをみんなで支援しているうちに活発になる、多分そういう異分野の人との交流みたいな話というのが、いっぱい起きてくるのだと思う。そういうのにどうやって支援するかとか。一つ一つ細かなことを言っているかもしれないわけだから、ジャンルとして違ったジャンルのことを一緒にやるような複合的な視点を持った試みに対して支援するとか、仕分けの中で上のほうに上げていくべきではないか。キャリア教育というのも、出来上がった枠組みの中で、その中から人を呼んでくるみたいに言っているが、多分、この人口が減っていく中で、いまの産業構造自体が相当変わっていく。いま羽振りがよい仕事も必ずしもそうではなくなるかもしれない。そういう時に、一番大切なのは自分で生きていく姿勢を持って、自分で開拓していく人を育てるとというのが基本になると思うが、どこか決まったところにぼんとくっつくだけの話だけでなく、新しく今まで無いものを近

所の人達と作り出していくとかという仕組みが学校の中で体験されていくな
んていうことが、とても重要なのではないかと思う。例えばである。なかなか
かそういうふうには見えてこない。小さいことで、あちこちに無いかと言う
と、無いわけではなく入っている。

教 育 長 この将来構想については、いままで何回か報告をしながら議論をしてきた
わけであるが、やはり一番の論点は小規模校にどう対応するべきなのかとい
う辺りなのかと思う。人口が全体として今後減っていく。したがって、高校
生の数も減っていく。そういう中で、減っていく際の。

委 員 長 人口が減っていくから、高等学校の数も減ると直ぐ決めてしまうのはまず
い。

教 育 長 まず、聞いていただきたい。要するに減っていくパイの奪い合いであるの
で、どこかの高校は必ず生徒数が減っていくということとなる。

委 員 長 生徒数が減るのは、そのとおりである。

教 育 長 そういう時に、小さい規模の学校をどうするかということが、どうしても
非常に切羽詰まった問題である。それについては、将来構想の13ページに
基本的な考え方を書いているわけである。(5)の「小規模校の対応」であ
る。「今後もこの学校規模を維持できない場合は、活力ある高校教育の展開、
社会資本整備の効率性や地域バランス等の観点から、各地区の実情を踏まえ
ながら統廃合などによる再編整備を進めていきます。」と書いている。生徒
の数が減っていった時に、その高校をどうするか。これについては、やは
りそれぞれの地区の実情があるので、それをしっかり踏まえながら対応す
ることが必要だと思っており、これを必ず残すとか、必ず無くすとか、そう
いう明確な方向性を出すということは、いかななものかと思っている。必ず残
そうと考える人もいるであろうし、小さい学校であるよりももっと大きくし
て生徒が沢山いたほうがいいんだと思う人もいるわけであり、そこはいろん
な選択肢が有り得る、取り得るという形にしておくべきではないかと思う。
今回、この実施計画に載せております登米地区の再編については、地元の方
から、やはり小規模校が幾つもあるのは生徒のためによくない、まとめるべ
きだという盛り上がりがあって今回の実施計画に載せたという経過がある。

委 員 長 小規模校の対応というのが、2の「学校配置の考え方」というものの最後
にくるのではなくて、学校配置の考え方というようなことについて地域と学
校の関係というものを重視するのだという言葉が最初にあって、その中に小
規模になっても、このくらいまではいきますよというのは早くあるべきだ
と思う。例えば、姿勢としては、同じことを言うにしても。

勅使瓦委員 上手く言えないが、小規模校の対応で確かに80人を切ったら必ず無くす
とはなくなってきたのであれだが、ところが、ただしの部分がワクワク
してこない。生涯学習課で協働教育を一生懸命やってきた。それ以降各地域

で協働のまちづくりとか，協働という言葉が非常に流行ってきており，新聞なんかでもあちこち出ている。生涯学習課で平成17年からであろうか取組が始まった。こういった協働で取り組むのだということを教育委員会でやっているのに，協働で違う立場の人達が一緒になって高校を支援していくというか，上手く言えないが，そういうふうにやれば，例えば，1クラスでも特色があって，その地域に絶対必要なのだとなれば残るのだという部分があると，非常にワクワクする気がする。一つの基準は必要であろうが。せっかく協働教育をやってきたわけであるので，せっかく各地域を巻き込んで，その学校を何とかしようとしてやってきた良い事例が，生涯学習課の事例でも沢山ある。その部分を上手くこういったところに盛り込むことが，言葉も含めてできないのかなという感じがする。一生懸命やれば何か大丈夫そうだというものが。

教 育 長 正に，その辺が様々なケースが有り得るということで，そういったことを全て含んだ意味合いで，各地区の実情を踏まえながらということを行っているわけである。実はここに深い意味がある。

菅原教育監 いま問題になっている今回の新将来構想は，学校を残す，続けるとか，あるいは個別の学校の特色化をどう増長していくのか，促していくのかという辺りにかなりシフトされて，この将来構想をもしも見ていただくと，軽視するという意味ではなく，重要な項目だということを前提にしたとしても，いままでの経緯の中で審議会，あるいは教育委員会の中で何回か議論してきた中で，今回の将来構想は，そういった問題もあるけれども現在の高校の現状と課題，それから，社会の大きな変化を見通した時の読みということからすると，現行の，例えば，男女共学とか，生徒数減少による再編，開かれた学校づくりというふうな，そちらのほうに行くのではなくて，やはり，未来を担う人づくり，正にこのポンチ絵なのだが，そちらのほうに新しい将来構想は行くべきでしょうというふうな経緯があったわけである。したがって，その中で具体的に，ならばどういう力を培うかということとなった時に，ここに「主体的に生き抜く力」とか，「人と関わる力」といったものを全ての高校教育の中で，本県の共通事項として全ての高校が共同行為として進めていきたいと思います。そのことが，本県の高校教育の推進には必要不可欠な柱であるということで一つのフレームをつくり，具体的には2ページに書かれてあるような「学科等の見直し」や「新しいタイプの学校の新設」とか，こういった手法を，取りあえずこの期間，3年間の中では第一段階として進めましょうというふうな見方を我々はして，今回のアクションプランの第1次分として書いているわけである。その上で，何であろうか，委員長のようなお話しも，ぜひそういった方向性も出せれば，もちろん必要であろうと思うし，どこかでやはり，そういったことを議論していくべき内容だろうというふう

には思うが、今回の将来構想の策定経緯からすると、もう少しこれを打ち出していき力のかけ方、それは人づくりというところにシフトした出し方を我々もしてきたし、そういうふうな説明を今後やっていくことが必要なのかなというのが基本的な認識である。この見方で、いろんな見方があると思うが、その辺の掛け違いがあると、この将来構想がなかなか理解してもらえないというような、あくまでも人づくりに焦点を当てた新将来構想であるので、そういうことをまず基本的な共通基盤として立っていただければなというふうに思う。

委員長 おっしゃるとおりで、人づくりということについて反対は出ないが、新しいいろいろな変化や物事が変わっていく時に人をつくるというのは、ここで言っている意味は、みなさんの言葉においては、コミュニケーション能力があって新しい文化をつくれるように、みんなとわさわさとことをつくっていきけるような人を、多分つくりないと地域社会ももたないし、国際社会ももたないということがあると思う。そういう時に、かなり現実の社会との交流の中で子どもを育てるということはとても、このキャリア教育というのは、言葉はもう一つだと思うが、それも確かに大切だと思う。ただ、いま人口減少が、これほどシビアでなければ、そんなに問題提起はしないが、かつて無いぐらいの勢いで人口減少が起きてきていて、それは、この10年だけ見れば、これだけしか見えないが、この更に先というのは、移民政策みたいなものが成り立てば少しは違うと思うが、激減をしていくということが、いろんな統計で数字は違うが、およそ合っている。そういう中で、このように構えていて本当によいのかなあと、そして、いまの卒業生の進路などというのと、ここで書いている10年後の卒業生の進路などをどんなふうにイメージしているのか。大学に行く人がどのぐらいいて、地域に残る人がどのぐらいいて、いろいろな変化があると思うので、いままでは伸びる一辺倒で進学率がきているが、地域が不足してきたり、経済力が地域に無くなった時にどう考えるのかとか、シビアなことがいっぱいある。

審議会で議論をしてきた成果であるので、あまりいろんなことは言わないでよいと思うが、協議という場であって、自由に発言をしてよいということであれば、そういうことを言わなかったと後で言われるのもちょっと辛いところがある。

いまの時代に主体的に生きる力をどうやってつくるかというのが、あまり見えてこないというか、言葉では書いてあるが、その時、その時みんな苦労して、必死になってどうやって次の時代を守ろうかと思って育てているわけで、そういう緊迫感がもうちょっと欲しいなというだけである。

それから、知識という話も、そろそろ知識よりも姿勢ではないか。いろんな知識を情報化社会で活用して人と交流などしながら、それを上手く活かし

て何かをやっていくパワーというものが、多分人間に求められるような気がしてしょうがない。

菅原教育監 問題解決能力ということではなくてであろうか。

委員長 姿勢がやはりことをつかっていくというふうに思う。かなり大きな部分は、そして、ここで言っている「人と関わる力」というのは、知識の少ない部分を補ったり、それから、情報化社会の中で、昔と違って凄い形でいろんな情報が得られる。僕が大学にいたあたりは、誰かの論文やなんかを探すのやなんかでも、相当図書館に行って、何とかさんがこういう論文を書いているというのを探すのが大変であったが、いまはコンピューターでキーワードを入れると、わっと論文の数が出てくる。それを読んでいままで誰がこれについてどういうことを言っているのかというのはあっという間に分かる。そういう時代になってきている。だから、物事をどういうふうに取り組んでやらよいかというのが分かる人をつくるのが大切かなあ、あるいは分かる人と上手くやって、こうしようよという文化をどんどんつくる人が大切かなと思っっている。当然、知識というのは大切であるが、大切だけれども、めちゃめちゃ膨大な知識があって、とても一つ一つは分からない。僕らが習った時の地学だとかというのは簡単だが、最近の地震の話やなんかは段々複雑怪奇となっている。あと生物学でもナノテクノロジーという世界の話の話を聞くと全然分からなくなってくる。そういう知識がどんどん肥大化している時に大切なのは、そういう知識をどこで聞くのかという力かなと僕は思っているが、常識的なものは当然なければいけない。非常識なのはまずいと思う。結果的には、そうは直らないということ踏まえてだが。

教育企画室長 そういうことは書いていると思っっている。

委員長 書いていると思っっているのだね。分かった。見事な出来映えだということ。実際にアクションプランに近づけば、近づくほど書き方は難しくなってくる。本当はアクションプランというのは、目標を少し整理して、教育長と別なところで前に角突き合っている話では、宮城県の行政評価の時やなんか自己評価で担当している役所の人、これは、こういう目標を立てました、こういうふうの実現しましたというのを評価しているわけだが、自己評価と一緒にかなり膨大な県民満足度調査というのをやっている。自分で書いてみると、なかなか書けないような相当大量の調査であるが、それを集めて県民の満足と自己評価との間で委員さん達が、いろんなことを決めている。僕は本当は県民にとっても見やすい、分かりやすい目標が書いてあって、これは上手く進んでいるというのを県民が見てくれるような仕組みが本当は欲しいなと思う。あの膨大な調査をするのはとても大変なので、もうちょっとシンプルな目標設定を見せておいて、担当者としても分かりやすいと同時に県民にも分かりやすいので、この仕事は随分進んでいる、この5年で進んだとい

うことが言えるような仕掛けが欲しいなというふうに思う。そういう話としては、アクションプランのところの目標とか、その達成をどう評価するかという辺りはちょっと見えない。

佐々木委員 これ以上お話ししても、結局、目標には到達しないと思うが、私が最初に何パーセントを目指しているのかと聞いたのは、そういうことである。つまり、これは実施計画であるので、前に資料2の将来構想について話していた時に、具体的なトーンが見えてこない。じゃあ、それは具体的にどこで示されるのかという時に、それが実施計画というところで明らかになってくるということで、ある意味、どんな将来像が描かれているのか期待されていたわけである。実際に、この5年間の実施計画が示されたというのがこの資料3だったはずだが、やはり、最初の資料2の将来構想に比べて、資料3でも何も具体的なイメージが描けてこなくて、勅使瓦委員も心配するように自分達の地域の高校はどうなるのであろうというのが、具体的に描けないわけである。そして、委員長がおっしゃるように具体的な自分達が10年、20年先を見越してこんなふうな在り方になりたいというものも描けないのが、正直言うと、この実施計画なのではないかという気はする。具体的なイメージは何も出て来ない。何も具体化してこないような気がしてしまい、いろんな質問が出るのではないかと思う。でも、それは多分とても難しいことなのだと思うが、それで、最初に具体的に何パーセントを目指すのかと聞いたのは、そういうことである。例えば、佐竹委員がおっしゃったようにプランを入れてみたらとか、いろんな意見が出たのは、多分そこなのではないかと思う。横浜のノーベル賞を取る学校を一つつくるぞとか、そういうみんなの目に見える形が示されないという、そこにみんなの不安と、それからいろんな提案が出て来てしまうところなのではないか。多分計画というものは、そういう難しいものなのだろうと思う。ここでいろいろ、これ以上言っても、多分みんなの心配とイメージが、ここに表現されてこないと思う。でもそれを、全部書いているつもりですというふうにお答えになったのだから、多分書いてあるとは思いますが、描けない、どうなるのかな、どんなところを目指しているのかなというのが、私のような一般人には分かりにくいというのが正直なところである。でもきっと描かれているのだと思うが、その絵が見えない。

委員長 いろいろ意見が出たが、外から見るとこんなふうに見えるというようなことを少しお考えいただき、多少の整理をしていただき、そして、次回の定例会で議事として考えるということとしたい。多分なかなか今日のような言いたい放題というものを、まったくすり合わせるというのは難しいと思うが、こういうふうに見ると見えるぞということについては、多少御理解していただけているのではないかと思うので、その部分を某かの検討をお願いしたい。

： 本日の協議は以上とする。

13 次期教育委員会の日程について

委員長： 定例会は平成22年3月18日（木）午後1時30分から

14 閉会 午後5時30分

平成22年3月18日

署名委員

署名委員